

策定年度 (策定年月日)	昭和 47 年度 (昭和 48 年 3 月 10 日)
変更年度 (変更年月日)	昭和 53 年度 (昭和 53 年 8 月 16 日)
変更年度 (変更年月日)	平成元年度 (平成元年 7 月 20 日)
変更年度 (変更年月日)	平成 14 年度 (平成 15 年 3 月 10 日)
変更年度 (変更年月日)	令和 3 年度 (令和 4 年 3 月 22 日)
計画期間	令和 3 年度～令和 7 年度

## 山形県三川町

# 農村地域への産業の導入に関する実施計画書

(計画変更)

令和 4 年 3 月

山形県三川町



# 目 次

前 文	1
第 1 産業導入地区の区域	2
1 産業導入地区の名称	2
2 産業導入地区の所在、地番、面積等	2
3 産業導入地区の区域の設定の考え方	3
4 産業導入地区の地目別面積	4
5 三川町の産業導入地区の現状	4
6 産業導入未決定地の活用見込み	5
7 地域開発、土地利用計画諸法との関係	5
第 2 導入すべき産業の業種及び規模	8
1 導入すべき業種	8
2 選定理由	9
3 導入すべき産業の規模	12
第 3 導入される産業への農業従事者の就業の目標	13
第 4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標	14
1 農家人口、農業従事者、農業就業人口、基幹的農業従事者の現状・見込み	14
2 認定農業者、認定新規就農者及び集落営農の現状・見込み	14
3 認定農業者等の育成	15
4 農用地の集積・集約化の推進、認定農業者等の育成及び農業経営の法人化の方向	16
第 5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項	17
1 過去に造成された工業団地等の活用可能性	17
2 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項	17
第 6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	21
1 施設の整備等	21
2 定住等及び地域間交流の条件の整備	22
第 7 労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化に関する事項	23
1 労働力の需給の調整	23
2 農業従事者の産業への就業円滑化対策	23
第 8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な 農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項	24
1 担い手の育成・確保	24
2 農業生産基盤及び農業施設の整備	25
第 9 その他必要な事項	26
1 企業の撤退時のルール等について	26
2 実施計画のフォローアップについて	26
3 その他	27

添付図面

- 別紙－1 産業導入地区の所在、地番、面積等
- 別紙－2 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況
- 別紙－3 主な既存企業の概要
- 別紙－4 立地条件表
- 別図－1 産業導入地区位置図
- 別図－2 農業振興地域土地利用計画図
- 別図－3－① 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況図  
(農業生産基盤整備状況図)
- 別図－3－② 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況図  
(農業近代化施設整備状況図)
- 別図－3－③ 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況図  
(農業近代化施設整備状況図)
- 別図－3－④ 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況図  
(農業近代化施設整備状況図)
- 別図－3－⑤ 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況図  
(農業近代化施設整備状況図)
- 別図－3－⑥ 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況図  
(農業近代化施設整備状況図)
- 別図－3－⑦ 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況図  
(農業近代化施設整備状況図)
  
- 別図－4 主な既存企業の位置図
- 別図－5 公図写(みかわ産業団地拡大地区)



## (前 文)

三川町は、山形県の北西部、庄内平野のほぼ中央に位置し、北に最上川を隔てて秀峰・鳥海山を仰ぎ、東には霊峰・月山、湯殿山、羽黒山の出羽三山、南に金峰・母狩の両山を臨み、西には庄内砂丘を隔てて日本海が広がっており、標高差のほとんどない平坦な地形を呈している。三つの川による豊かな水は大地を潤し、全国でも有数の穀倉地帯を形成している。総面積33.22km<sup>2</sup>のうち、田畑が66.9%、宅地が9.8%、雑種地・原野・その他が23.3%となっており、土地利用からみても農業を基幹とした町である。気候は、日本海の海洋気候の影響を受けて、夏は高温多湿で、冬は北西の季節風が激しく、庄内地方特有の地吹雪も発生しますが、比較的積雪量は少ない地域となっている。

本町の農業構造は、昭和35年から44年までの10年間は高度経済成長の影響により都市部への人口流出が進み、その後は米をはじめとする多くの農産物の販売価格の低迷による農業収入の伸び悩みを背景にして、農家数の減少と営農の兼業化が進行してきた。また、農業就業人口割合は減少を続け、農業労働力の高齢化が進み、さらに経営規模においては5ha以上の農家の比率が増加し、その拡大が進んでいる。今後のさらなる人口減少に伴い、農業の担い手不足が深刻化し、基幹産業としての維持が困難となり、地域の活力低下も危惧される所である。

こうした中、国では令和2年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、政策の展開方向の中で、「6次産業化等の推進」「農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減」「農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進」「更なる農業の競争力強化のための改革」「人口減少社会における農山漁村の活性化」などを掲げ、これらの実現に向けた具体的施策を推し進めている。本町においても、農業振興に向けて、こうした国の施策を最大限生かすとともに、町独自の支援も織り交ぜながら、第4次三川町総合計画と、三川町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、人・農地プランに沿った農業・農村の振興策を総合的かつ計画的に推進していくこととしている。

一方、第4次三川町総合計画において、「活力に満ちた産業の育成と雇用の創出」を標榜する本町においては、新たな企業進出を促す環境づくりとして、積極的に企業や工場の誘致を進め、新たな雇用機会の創出し、既存産業の活性化を図ることも今後の課題とされている。

町内に安定的な優良企業を誘致できれば、第2次産業・第3次産業の活性化のみならず、不安定な兼業に従事している農業従事者や若年者にとって魅力ある就業機会を確保することができ、認定農業者をはじめとする担い手への農地の利用集積の促進にも繋がることから、産業導入地区の拡大に向けて積極的な対応を図ることとしたものである。

以上のことから、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第5条に基づき、平成15年3月に定めた実施計画を変更し、農業と産業との均衡ある発展を図るものとする。

この実施計画の計画期間は、令和4年3月から5か年間とし、令和7年度までに産業の導入の目標を達成する。

## 第 1 産業導入地区の区域

### 1 産業導入地区の名称

産業導入地区の名称	団地の名称	備考
三川産業導入地区	落合団地	継続
	天神堂団地	継続
	みかわ産業団地	拡大

みかわ産業団地を拡大する。

### 2 産業導入地区の所在、地番、面積等

- ・落合団地

所在地:山形県東田川郡三川町字押切新田字刈取15-3 外27筆 面積: 35,368.29㎡

- ・天神堂団地

所在地:山形県東田川郡三川町字神花字前外川原475-1 外62筆 面積: 96,026.51㎡

- ・みかわ産業団地 (変更前)

所在地:山形県東田川郡三川町大字青山字沖54-1 外37筆 面積: 94,896.03㎡

- ・みかわ産業団地 (変更後)

所在地:山形県東田川郡三川町大字青山字沖50-3 外54筆 面積:168,965.03㎡

全体面積:300,359.83㎡

地番表明細は別紙-1、位置は別図-1のとおりである。

### 3 産業導入地区の区域の設定の考え方

#### (1) 継続地区（落合団地、天神堂団地）

継続地区としては、昭和 48 年に落合団地、平成元年に天神堂団地、平成 15 年にみかわ産業団地をそれぞれ設定しており、すべて導入済みである。

#### (2) 拡大地区（みかわ産業団地）

新規地区の候補地の選定に際しては、以下の内容により行った。

##### ① 周辺地域を含む地域全体の産業等の立地動向

近年の動向は、みかわ産業団地において、庄内南部ライスステーションや、山形エム・シー(株)による塗装工場の操業などの動きが見られる。また、隣接する鶴岡市では、バイオサイエンスパークを核としたバイオ関連分野の企業の進出、一方酒田市では、東北日本ハム(株)による食肉加工工場の新設や(株)丸運ロジスティクス東北による倉庫を併設した営業所の新設など、庄内地域において立地・設備投資に向けて積極的な動きが見られる。

##### ② 市場への近接性

みかわ産業団地は町内中心部に位置しており、国道 7 号を介して、隣接する鶴岡市や酒田市にも容易にアクセスできる。さらに庄内空港を利用すれば、首都圏も商圏に含めることができる。

##### ③ 交通インフラの整備状況

みかわ産業団地は国道 7 号に隣接しており、庄内空港や日本海沿岸東北自動車道の庄内空港 IC へのアクセスも容易である。

##### ④ 周囲の企業の立地動向

既存のみかわ産業団地には、(株)まいすたあ(食料品製造業)や山形エム・シー(株)(金属製品製造業)、第一貨物(株)庄内支店(道路貨物運送業)など、合計 7 社が立地しており、導入企業との協業も可能である。

##### ⑤ 町内で設定されている他の産業導入地区の区域における土地利用の状況

既存の産業導入地区には空き用地はなく、新たな産業用地の確保が求められている。

上記の結果を踏まえて、みかわ産業団地拡大地区を新規の産業導入地区として選定したものである。

#### 4 産業導入地区の地目別面積

(現況地目別)

(単位：㎡)

地区名	農地等					宅地・その他							合計
	田	畑			計	宅地	うち施設用地等	山林	原野	埋立地	その他	計	
		普通畑	樹園地	草地									
落合					0	34,389.54	34,389.54				978.75	35,368.29	35,368.29
天神堂					0	81,564.85	81,564.85				14,461.66	96,026.51	96,026.51
みかわ産業	67,991.00				67,991.00	85,896.50	85,896.50				15,077.53	100,974.03	168,965.03
計	67,991.00				67,991.00	201,850.89	201,850.89				30,517.94	232,368.83	300,359.83

(用途区分別)

(単位：㎡)

地区名	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	合計
みかわ産業	67,991.00	0	0	0	67,991.00

#### 5 三川町の産業導入地区の現状

(単位：㎡)

区分	地区名	産業導入地区面積	導入産業操業面積	導入産業未操業面積	産業導入未決定面積	産業導入不可面積※		
						造成済面積	未造成面積	荒廃農地
令和2年 (現状)	落合	35,368	34,389	0	0			979
	天神堂	96,026	82,677	0	0			13,349
	みかわ産業	94,896	85,896	0	0			9,000

※産業導入不可面積には、実施計画に位置付けられていない公的施設のほか、公衆用道路、用悪水路などの団地機能を維持していくための土地を含む。

## 6 産業導入未決定地の活用見込み

既存の産業導入地区(継続地区)には、産業導入未決定地は存在せず、すでに導入を完了している。

## 7 地域開発、土地利用計画諸法との関係

### (1) 地域開発法等の指定

#### 【落合団地】

1. 首都圏整備法 (既成市街地等)	2. 近畿圏整備法 (既成都市区域等)	3. 中部圏開発整備法 (都市整備区域)	4. 北海道総合開発計画
5. 振興山村指定地域	⑥. 農振地域	7. 過疎地域	8. 都市計画 (線引・非線引)
⑨. 地域経済牽引事業 の促進区域	10. 地域経済牽引事業 の重点促進区域		

#### 【天神堂団地】

1. 首都圏整備法 (既成市街地等)	2. 近畿圏整備法 (既成都市区域等)	3. 中部圏開発整備法 (都市整備区域)	4. 北海道総合開発計画
5. 振興山村指定地域	⑥. 農振地域	7. 過疎地域	⑧. 都市計画 (線引・ <u>非線引</u> )
⑨. 地域経済牽引事業 の促進区域	10. 地域経済牽引事業 の重点促進区域		

#### 【みかわ産業団地】

1. 首都圏整備法 (既成市街地等)	2. 近畿圏整備法 (既成都市区域等)	3. 中部圏開発整備法 (都市整備区域)	4. 北海道総合開発計画
5. 振興山村指定地域	⑥. 農振地域	7. 過疎地域	⑧. 都市計画 (線引・ <u>非線引</u> )
⑨. 地域経済牽引事業 の促進区域	10. 地域経済牽引事業 の重点促進区域		

(2) 土地利用基本計画関係

【落合団地】

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園 地 域	自然保全 地 域	白地地域
1	②	3	4	5	6

【天神堂団地】

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園 地 域	自然保全 地 域	白地地域
1	②	3	4	5	6

【みかわ産業団地】

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園 地 域	自然保全 地 域	白地地域
1	②	3	4	5	6

(3) 都市計画関係

【落合団地】

(計画区分)

線引都市計画区域		非線引都市計画区域		準都市計画区域		都市計画 区域外	都市計画 無
市街化 区域	市街化 調整区域	用途 地域	用途 地域外	用途 地域	用途 地域外		
1	2	3	4	5	6	⑦	8

【天神堂団地】

(計画区分)

線引都市計画区域		非線引都市計画区域		準都市計画区域		都市計画 区域外	都市計画 無
市街化 区域	市街化 調整区域	用途 地域	用途 地域外	用途 地域	用途 地域外		
1	2	3	④	5	6	7	8

【みかわ産業団地】

(計画区分)

線引都市計画区域		非線引都市計画区域		準都市計画区域		都市計画 区域外	都市計画 無
市街化 区域	市街化 調整区域	用途 地域	用途 地域外	用途 地域	用途 地域外		
1	2	3	④	5	6	7	8

#### (4) その他

##### ①都市計画区域及び用途地域の範囲及び指定年月日

- ・都市計画区域は、昭和44年3月20日に指定され、その後、平成元年4月28日に変更が行われている。

落合団地は都市計画区域外であり、天神堂団地及びみかわ産業団地、みかわ産業団地拡大地区は都市計画区域内であるが、都市計画法に基づく地域及び地区は設定していない。

##### ②農地転用に関する調整の結果の状況

三川町農業委員会及び庄内赤川土地改良区と調整済み。

##### ③農業振興地域及び農用地区域の範囲及び設定年月日

- ・農業振興地域 指定年月日： 昭和47年3月31日
- ・農業振興地域整備計画 策定年月日： 昭和47年10月3日
- ・農業振興地域面積：3,257ha
- ・農用地区域面積：2,073ha
- ・範囲：別図-2のとおり

##### ④土地改良事業等の農業投資の区域及び農業用施設、道路、水路等の位置

- ・別紙-2及び別図-3①～⑥のとおり。

みかわ産業団地拡大地区は、面的整備に係る土地改良事業等は実施されていない。「県営東郷堰地区土地改良総合整備事業（昭和63年度～平成6年度）」の受益地となっているが、事業完了後すでに8年以上を経過している。

##### ⑤周辺における既存企業の立地状況

- ・別紙-3及び別図-4のとおり

##### ⑥開発許可を受ける見込み及びその日程

- ・開発許可予定時期：令和6年4月

##### ⑦立地条件表

- ・別紙-4のとおり

## 第2 導入すべき産業の業種及び規模

令和7年度までに産業導入地区に導入すべき産業の業種及び規模は次のとおりとする。

### 1 導入すべき業種

#### 【落合団地】

大分類	中分類	小分類
製造業	09 食料品製造業	099 その他の食料品製造業
	24 金属製品製造業	244 建設用・建築用金属製品製造業
	24 金属製品製造業	246 金属被覆・彫刻業，熱処理業
不動産業，物品 賃貸業	70 物品賃貸業	702 産業用機械器具賃貸業

#### 【天神堂団地】

大分類	中分類	小分類
製造業	24 金属製品製造業	244 建設用・建築用金属製品製造業
	26 生産用機械器具製造業	266 金属加工機械製造業
医療，福祉	85 社会保険・社会福祉・介護事業	854 老人福祉・介護事業

#### 【みかわ産業団地】

大分類	中分類	小分類
製造業	22 鉄鋼業①	229 その他の鉄鋼業
	22 鉄鋼業②	229 その他の鉄鋼業
	24 金属製品製造業①	246 金属被覆・彫刻業，熱処理業
	24 金属製品製造業②	244 建設用・建築用金属製品製造業
	24 金属製品製造業③	244 建設用・建築用金属製品製造業
	26 生産用機械器具製造業①	261 農業用機械製造業
	26 生産用機械器具製造業②	269 その他の生産用機械・同部分品製造業
運輸業，郵便業	44 道路貨物運送業	441 一般貨物自動車運送業
	44 道路貨物運送業	441 一般貨物自動車運送業
卸売，小売業	52 飲食料品卸売業	521 農畜産物・水産物卸売業
	52 飲食料品卸売業	521 農畜産物・水産物卸売業
	55 その他の卸売業	552 医薬品・化粧品等卸売業
サービス業 (他に分類され ないもの)	89 自動車整備業	891 自動車整備業



## 2 選定理由

業種の選定にあたっては、農村地域の住民が永続的に居住できるよう、必要な優良農地の確保及び地域農業の発展に資することを前提としつつ、安定的な他の産業への就業機会を選択肢の1つとして創出する必要がある。については、常用雇用が期待される多くの業種の中で、地域農業をはじめとする既存産業との連携、あるいは地域資源の活用による販路拡大及び高付加価値化が見込まれる業種又は生産性や業界成長性が高く、将来に亘って雇用構造の高度化・多様化が見込まれる業種について、本町の施策方針との整合性を図ったうえで選定した。

### (1) 安定した就業機会の確保

導入する全ての業種は、常用雇用者が常駐化する業種を選定するものとし、雇用創出効果が低い業種や、短期雇用など安定的な雇用が見込めない業種については、地域の実情を踏まえたうえで選定しないものとする。

### (2) 雇用構造の高度化に資するもの

導入する全ての業種は、地域における労働力の効率的かつ適正な配分が円滑に行われるよう、業種間の配分・連携が可能となるものを優先するものとする。また、就業が円滑に行われるよう、地域住民の希望や能力に相応し、かつ所得の向上に資するものを優先的に導入するとともに、特に小規模経営農家、離農した農家及び高齢農業者等が容易に就業し、継続できる業種の導入を積極的に選定するものとする。

### (3) 公害の防止、自然環境の保全、生活環境の保全及び地域産業等との調和

産業導入地区に立地する企業は、公害防止及び環境保全に努めるとともに、工場敷地内には、緑地を設けることにより周辺環境との調和に努めることとする。

企業が立地する際には、関係法令を遵守し、事前に公害防止対策等を協議し、必要に応じて公害防止に関する協定を締結することとする。

また、産業活動に伴い発生する廃棄物等の処理については、事業者処理責任の原則に立って、その処理体制を整備し、公害に係る法令や県条例等の厳正な運用を行う。

#### (4) 立地ニーズや事業の実現見通し

産業導入地区への立地に関して問い合わせのあった企業6社との間で、事業の実現性等について協議した結果、事業実現に向けて具体的な見通しが立ったことから、ニーズが存するものと判断した。なお、各業種の選定理由と地域農業への影響については、以下に記載する。

- ①鉄鋼業は、隣接の既存産業導入地区であるみかわ産業団地に既存工場が立地しており、今後の事業拡大に向けて、新事業向けの機械導入を検討、事業用地の拡大を希望している。また、当該地区が各主要道路へのアクセスが容易にできるため、物流面においても各既存工場との中間位置としての役割を果たせるため、事業を行う上でメリットがあると判断した。また、町内既存企業との連携、取引の拡大をすることで町内中小企業の活性化に期待が持てる。そして、製造工場の従業員の確保についても、近隣の農業従事者の雇用が見込まれることや、町内住宅地にも近接していることから安定的に従業員の確保をすることが期待できる。さらに、担い手への農地集積も推進され、従業員の定住化が進むことによって地域の活性化にも繋がることとなる。
- ②金属製品製造業①は、酒田市内に工場があるが、既存工場の狭隘化が進み、近隣に別途用地を賃借している。本社工場の製造部門の移管新設を検討しており、本社工場の近接で、交通アクセスに優れた当該地が適地であり、さらに新設予定工場の規模と当該地の面積が合致しているため当地を選定した。また、製造工場の従業員の確保についても、近隣の農業従事者の雇用が見込まれることや、町内住宅地にも近接していることから安定的に従業員の確保をすることが期待できる。さらに、担い手への農地集積も推進され、従業員の定住化が進むことによって地域の活性化にも繋がることとなる。
- ③金属製品製造業②は、鶴岡市内に工場があるが、拡張余地がない。事業の川下工程の内製化を喫緊の課題としており、新設の工場を隣接する鶴岡市や酒田市から従業員を集めやすい町内に希望している。そして新設予定工場の規模と当該地の面積が合致しているため当地を選定した。また、当該地区が各主要道路へのアクセスが容易にできるため、物流面においても事業を行う上でメリットがあると判断した。そして、製造工場の従業員の確保についても、近隣の農業従事者の雇用が見込まれることや、町内住宅地にも近接していることから安定的に従業員の確保をすることが期待できる。さらに、担い手への農地集積も推進され、従業員の定住化が進むことによって地域の活性化にも繋がることとなる。

④生産用機械器具製造業①は、酒田市に製造工場を有し、鶴岡市に倉庫を賃借している。製品の発送については、主に陸路を用いており、第一貨物、西濃運輸などを利用している。自社で倉庫を保有したいと考えており、当該地区が国道7号バイパスに隣接しているため、各主要道路へのアクセスが容易であり、物流の側面から事業を行う上でメリットがあると判断し、当地の選定に至った。また、従業員の確保について、近隣の農業従事者の雇用が見込まれ、また、町内住宅地にも近接していることから安定的に確保することが期待できる。加えて、担い手への農地集積も推進され、従業員の定住化が進むことによって地域の活性化にも繋がることとなる。

⑤生産用機械器具製造業②は、鶴岡市に3工場を有しており、自動車産業や半導体関連産業向けの溶接治具、圧入機、自動組立機等の設計・制作を行っている。市内の3工場は、空き工場を居抜きであったり、取引先の工場を引き受けたりと様々な事情で取得したため、それぞれの工場はかなり離れている。そのため、工場間での人やモノのやり取りが不便で非効率な状態であり、3工場を集約して、新たな拠点を設けたいと考えている。鶴岡と酒田の間である本町は、空港に近く、高速道路など交通の便もよく、従業員の確保もしやすく、降雪量も多くないため、魅力的な場所である。集約に伴って、新たな雇用も発生し、不安定農業就業者の受け皿となることが期待できる。また、そのことにより、農地の集約も促進される。

⑥道路貨物運送業は、酒田市内に本社を有し、家具家電の配送・設置を山形県や秋田県で行っており、新設の倉庫を希望している。庄内地域の中心で、庄内空港 IC や庄内空港、イオンモール三川など商業施設にも近く、交通の便が良いことから当該地を選定した。また、当該地区が各主要道路へのアクセスが容易にできるため、物流面においても庄内地域の中心としての役割を果たせるため、事業を行う上でメリットがあると判断した。そして、従業員の確保についても、近隣の農業従事者の雇用が見込まれることや、町内住宅地にも近接していることから安定的に従業員の確保をすることが期待できる。さらに、担い手への農地集積も推進され、従業員の定住化が進むことによって地域の活性化にも繋がることとなる。

### 3 導入すべき産業の規模

#### 【落合団地】

産業の業種	事業所数	計画面積			雇用期待従業員数			経済上の規模	
		施設用地等の面積	公共施設用地面積	計	男	女	計	製造品出荷額	売上額
09 食料品製造業	1	m <sup>2</sup> 10,607.85	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人 16	人 7	人 23	百万円 503.7	百万円 -
24 金属製品製造業	2	19,681.14			116	56	172	3,612.0	-
70 物品賃貸業	1	4,100.55			10	5	15	-	409.5
計	4	34,389.54	978.75	35,368.29	142	68	210	4,115.7	409.5

#### 【天神堂団地】

産業の業種	事業所数	計画面積			雇用期待従業員数			経済上の規模	
		施設用地等の面積	公共施設用地面積	計	男	女	計	製造品出荷額	売上額
24 金属製品製造業	1	m <sup>2</sup> 47,110.00	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人 68	人 16	人 84	百万円 1,764.0	百万円 -
26 生産用機械器具製造業	1	33,153.72			186	48	234	5,499.0	-
85 社会保険・社会福祉・介護事業	1	2,413.89			4	12	16		347.2
計	3	82,677.61	13,348.90	96,026.51	258	76	334	7,263.0	347.2

#### 【みかわ産業団地】

産業の業種	事業所数	計画面積			雇用期待従業員数			経済上の規模	
		施設用地等の面積	公共施設用地面積	計	男	女	計	製造品出荷額	売上額
22 鉄鋼業	2	m <sup>2</sup> 6,950.42	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人 9	人 7	人 16	百万円 462.4	百万円 -
24 金属製品製造業	3	55,042.33			69	50	119	2,499.0	-
26 生産用機械器具製造業	2	24,000.00			49	36	85	1,997.5	-
44 道路貨物運送業	2	18,954.30			79	57	136	-	1,659.2
52 飲食料品卸売業	2	22,881.25			6	4	10	-	799.0
55 その他の卸売業	1	5,828.82			14	9	23	-	1,577.8
89 自動車整備業	1	8,239.38			15	10	25	-	22.5
計	13	141,896.5	27,068.53	168,965.03	241	173	414	4,958.9	4,058.5

### 第3 導入される産業への農業従事者の就業の目標

導入される産業に、令和7年度までに就業する農業従事者(その家族を含む、以下同じ)は、次のとおりとする。

#### 【落合団地】

産業の業種	事業所数	農業従事者の就業の目標			雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合		
		男	女	計	男	女	計
09 食料品製造業	1	人 6	人 4	人 10	% 37.5	% 57.1	% 43.5
24 金属製品製造業	2	48	29	77	41.4	51.8	44.8
70 物品賃貸業	1	5	2	7	50.0	40.0	46.7
計	4	59	35	94	41.5	51.5	44.8

#### 【天神堂団地】

産業の業種	事業所数	農業従事者の就業の目標			雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合		
		男	女	計	男	女	計
24 金属製品製造業	1	人 30	人 4	人 34	% 44.1	% 25.0	% 40.5
26 生産用機械器具製造業	1	85	18	103	45.7	37.5	44.0
85 社会保険・社会福祉・介護事業	1	0	0	0	0.0	0.0	0.0
計	3	115	22	137	44.6	28.9	41.0

#### 【みかわ産業団地】

産業の業種	事業所数	農業従事者の就業の目標			雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合		
		男	女	計	男	女	計
22 鉄鋼業	2	人 5	人 2	人 7	% 55.6	% 28.6	% 43.8
24 金属製品製造業	3	35	26	61	50.7	52.0	51.3
26 生産用機械器具製造業	2	25	18	43	51.0	50.0	50.6
44 道路貨物運送業	2	40	29	69	50.6	50.9	50.7
52 飲食料品卸売業	2	4	1	5	66.7	25.0	50.0
55 その他の卸売業	1	7	5	12	50.0	55.6	52.2
89 自動車整備業	1	7	4	11	46.7	40.0	44.0
計	13	123	85	208	51.0	49.1	50.2

## 第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

産業の導入と相まって令和7年度までに促進すべき農業構造の改善に関する目標は、次のとおりとする。

### 1 農家人口、農業従事者、農業就業人口、基幹的農業従事者の現状・見込み

区 分	農 家 人 口	農 業 従 事 者	農 業 就 業 人 口	基 幹 的 農 業 従 事 者
平成27年度 (現 状)	人 1,990	人 1,270	人 729	人 618
令和7年度 (見込み)	1,023	717	395	481

注：現状は農林業センサス。令和7年度（見込み）は、平成12年から27年の農林業センサスの実績値をもとに、回帰分析(最小二乗法)により推計した。

### 2 認定農業者、認定新規就農者及び集落営農(以下「認定農業者等」という。)の現状・見込み

区 分	認 定 農 業 者	認 定 新 規 就 農 者	集 落 営 農
令和2年度 (現 状)	経営体 200	経営体 7	集落営農 2
令和7年度 (見込み)	184	5	4

注：現状は令和3年2月現在

### 3 認定農業者等の育成

#### (1) 認定農業者等及び基本構想水準達成者への農用地の利用の集積に関する計画

(単位：ha)

区分	農用地面積 ①	認定農業者等及び基本構想水準達成者への 農用地の利用集積面積				認定農業者等及び基本構想水準 達成者への 利用集積率(%) ②/①
		所有面積	利用権設定	特定農作業 受託	計 ②	
現状	2,210	859	876	45	1,780	80.5%
目標	2,200	881	899	46	1,826	83.0%

#### (2) 認定農業者の経営規模

(単位：経営体(集落営農)、a、頭、羽、箱等)

目標経営類型 (作目構成)	営農類型	認定農業者の数		経営規模	
		令和2年 現在	令和7年 目標	令和2年 現在	令和7年 目標
単一経営	①水稲	166	151	719	750
	②穀物(麦・大豆等)	3	3	2,526	2,600
	③特用林産	2	2	*	*
複合経営	④水稲+穀物	16	15	1,358	1,400
	⑤水稲+野菜	8	8	885	900
	⑥水稲+特用林産	2	2	*	*
	⑦水稲+畜産	2	2	*	*
	⑧水稲+花き	1	1	*	*

\*…3人未満の類型の営農類型については、個人を特定されないよう\*での表記とする。

### (3) 認定農業者等を中心とする生産組織の育成

意欲ある農業者に対しては、経営改善計画の作成支援等により積極的に認定農業者へ誘導し、経営規模の拡大や農業経営の高度化・多角化を促進することにより、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

また、農業や農村の維持発展に向けて、関係機関が協力し各地域における取組みを促進しながら、新規就農者の育成・確保を推進するとともに、女性農業者や高齢者等の多様な農業者が連携し、それぞれが培ってきた知識や技術等の特色を活かして、地域農業の発展を目指す活動を促進する。

集落営農組織の育成と農業経営体の法人化については、担い手不足が見込まれる地域において、農作業受託による農用地の利用集積を図る相手方として特定農業団体等の集落営農組織の育成を図り、これら組織の実効性ある法人化を促進するため地域の実情に即し支援する。

また、異業種等から農業に参入する法人に地域の合意形成を前提として円滑な参入と定着に向けて支援する。

## 4 農用地の集積・集約化の推進、認定農業者等の育成及び農業経営の法人化の方向

農用地の利用集積・集約化を進めるにあたっては、農地中間管理事業、利用権設定等促進事業及び人・農地プラン等の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用実態に配慮して円滑に実施する。

また、農業者（農地の受け手）については、農地貸借による耕作面積の拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

具体的には、地域の地理的・自然的条件はもちろんのこと、農用地を利用集積・集約化しようとする農業者の農地の保有状況や利用状況、営農類型の特性や将来的な耕作意向などを総合的に勘案し、効率的かつ安定的な農業経営ができるよう、三川町農業委員会をはじめ、公益財団法人やまがた農業支援センター、庄内たがわ農業協同組合、庄内赤川土地改良区等の関係機関及び関係団体と緊密な連携を図りながら必要な措置を講ずる。また、農業者に対して地域ごとの人・農地プランへの参画を促し、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図って、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握検証し、必要に応じて改善を図るよう努める。

認定農業者の育成に向けては、農業経営改善計画の着実な達成に向けて、経営相談を受けるとともに、必要に応じて専門家を派遣するなど個別課題に対応した指導・助言を行い、各種補助事業や資金制度を活用できるよう支援する。

また、新規就農者の育成については、就農相談から営農定着までの就農段階に応じた支援を行うとともに、関係機関の協力の下、円滑な農地確保に努める。

なお、経営体の法人化を含めた経営管理能力の向上については、山形県、農業委員会ネットワーク機構（山形県農業会議）、三川町農業委員会、庄内たがわ農業協同組合、公益財団法人やまがた農業支援センター等の関係機関と連携し、農業者に対して各種研修事業への積極的な参加を促す。



## 第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

### 1 過去に造成された工業団地等の活用可能性

#### (1) 過去に造成された工業団地及びその周辺の活用可能性

既存の工業団地については、すでに完売している。

#### (2) 再生利用が困難な荒廃農地等の活用の可能性

本町では、荒廃農地(遊休農地)は発生していない。

### 2 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

#### (1) 農用地区域外での開発を優先すること

##### ①都市計画法における工業系用途地域及び工業系用以外の用途地域について

本町には市街化区域、市街化調整区域、用途地域など、都市計画法に基づく区域、地域及び地区は設定しておらず、工業系の用途地域も設定されていない。

##### ②農業振興地域以外の地域について

農業振興地域以外の地域は、山形県庄内総合支庁、山形県工業技術センター庄内試験場等が集積している袖東地区があるが、本地区は行政機関が集積している地区であり、また、周辺には店舗、住宅等が立地しており、まとまった用地の確保は困難であり、農業振興地域以外での開発は困難と考えられる。

##### ③農業振興地域内の農用地区域以外の地域について

農業振興地域内の農用地区域以外の地域では、横川、横山、押切の3集落周辺において、約1~3haの比較的まとまった用地を確保できるが、いずれも宅地周辺の苗代用地として利用されており、産業導入地区の設定は困難である。この外の用地についても既存集落や公共施設用地等であることから、一定規模の土地を必要とする産業導入地区を設定することは困難である。

## (2) 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

みかわ産業団地拡大地区は農用地区域の縁辺部付近に位置し、南側がみかわ産業団地、東側が天神堂工業団地、西側が国道7号に接しており、北側は排水路によって農地と分断されている。立体的な構造物によって分断されていることから、将来に亘って農地の拡張性は低い。また、産業導入地区の設定後、残される農用地区域も、排水路によって分断されており、集団性は保たれることから、営農上の影響は少ないものと考えられる。

加えて、前項のとおり、本町においては農用地区域以外に用地を求められない状況であることから、本地区に産業的土地利用を集積することにより、他の農用地区域の蚕食を未然に防ぐことができる。

これらの理由から、今後の農業基盤整備事業や農地の利用集積・集約化施策を含めて、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはない。

### ①高性能機械による営農への支障、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の利用集積・集約化施策の推進への影響可能性

みかわ産業地区拡大地区においては、高性能機械による営農への支障はなく、農業生産基盤整備事業の実施もない。また、産業団地拡大地区には一部、農地中間管理権が存続しているが、面積が僅少のため、農地中間管理事業等の利用集積・集約化施策の推進への影響は少ない。

### ②農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積への影響可能性

みかわ産業地区拡大地区には、2名の認定農業者が産業導入地区の総面積7.4haに対し約4.4haの農地において営農している。2名の認定農業者については、経営面積に対するみかわ産業団地拡大地区に係る面積が僅少のため、いずれも影響は少ない。

### ③農用地区域内の土地の保全又は利用上必要な施設の用地が農用地等以外の用途に供されることによる影響

(a)ため池、排水路、土留工、防風林等の農用地区域内の土地の保全上必要な施設について、その毀損により、土砂の流出又は崩壊、洪水、湛水、飛砂、地盤沈下等の災害の発生可能性

みかわ産業団地拡大地区内にため池、土留工、防風林等はない。排水路については、現在の機能を保持するよう再構築するため、影響は発生しない。

(b) 農業用排水施設等の農用区域内の土地の利用上必要な施設について、土砂等の流入による排水停滞、汚濁水の流入など、周辺の土地改良施設の機能に支障が生じる場合

- (ア) みかわ産業団地拡大地区に企業が立地し、工場用水を取水する場合は、基本的には鶴岡市上水道を使用する計画であり、農業用水を使用することはない。
- (イ) 生活雑排水及び工場排水については、必要に応じ立地企業が独自に排水処理施設等の整備を行い、水質汚濁防止法に規定する排水基準以下に処理後、農業排水路を經由して大山川に流入させる。雨水は農業排水路を經由して大山川に流入させる。
- (ウ) 農業用排水路については、庄内赤川土地改良区と十分協議を行い、排水路の改修又は調整池を設置して排水流量の調整を行うこととしたため、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすことはない。
- (エ) 区域内の農道の廃止による影響については、受益地の全てが産業団地の区域内にあるため、農作業に支障がでることはない。
- (オ) みかわ産業団地拡大地区には、農地中間管理事業の利用集積・集約化施策に該当する農用地は含まれているが、産業団地拡大地区に係る面積が僅少のため、影響は少ない。

(c) 産業導入地区で実施が予定されている、実施中である、又は完了した土地改良事業等の状況及び産業導入地区として位置付けることの是非についての調整結果

みかわ産業団地拡大地区は、「県営東郷堰地区土地改良総合整備事業（昭和 63 年度～平成 6 年度）」の受益地となっているが、事業完了後すでに 8 年以上を経過している。

### (3) 面積規模が最小限であること

企業動向等を踏まえ、必要最小限の面積に留めている。

### (4) 面的整備(区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓)を実施した農用地を含めないこと

みかわ産業団地拡大地区においては、面的整備に係る土地改良事業等は実施されていない。

上記内容について、各団体と下記のとおり協議・調整を行い、内容について以下のとおり合意を得た。

- ・ 庄内赤川土地改良区                      令和3年11月15日協議にて調整・合意
- ・ 庄内たがわ農業協同組合              令和3年11月22日協議にて調整・合意

#### (5) 農地中間管理事業の取り組みに支障が生じないようにすること

みかわ産業団地拡大地区には、農地中間管理権が存続している農用地が一部含まれているが、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業が伴う農用地ではない。また当該農地は面積が僅少のため、農地中間管理事業の取り組みへの影響は少ない。

## 第6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

### 1 施設の整備等

#### (1) 産業基盤の整備

##### ① 産業の立地・導入に必要な用地

- ・ 目標年次までに施設用地として確保すべき面積：74,069 m<sup>2</sup>
- ・ 調達の方法：令和5年度に三川町土地開発公社が買収する。
- ・ 用地を造成する場合の事業主体及び造成年次：令和6年度に三川町土地開発公社が実施する。

##### ② 道路等の整備

みかわ産業団地拡大地区は国道7号に接道する県道東沼長沼余目線に接道しており、地区内を除き新たな道路整備の必要はない。

##### ③ その他

緑地については、工場立地法の規定に則して工場緑化を促し、周辺地区の環境及び景観を保つものとする。

用水等については、前述のとおり、基本的には鶴岡市上水道を使用し、農業用水を使用することはない。

生活雑排水及び工場排水については、必要に応じ立地企業が独自に排水処理施設等の整備を行い、水質汚濁防止法に規定する排水基準以下に処理後、農業排水路を経由して大山川に流入させる。雨水は農業排水路を経由して大山川に流入させる。

#### (2) 技術者の確保及び関連企業との交流連携等

##### ① 技術者の確保・育成

人材確保に向けて、商工関係機関との連携を強化するとともに、ハローワークや教育機関との連携を強める。

##### ② 研究開発・技術開発の推進

研究開発・技術開発による地域活性化の推進に向け、商工関係機関との情報交換を密にし、東北経済産業局や各大学等とも連携を図る。

## 2 定住等及び地域間交流の条件の整備

### (1) 定住人口の確保に向けた住環境の整備

本町では、第4次三川町総合計画の基本目標の1つに「創造力にあふれ豊かさを実感できるまち」を掲げ、今後の取り組みとして、移住・定住情報発信の充実、移住者の住宅取得等にかかる経済的支援の充実、移住希望者の住まい、就労、生活等に関するきめ細かな相談体制の整備、移住者が地域に円滑に受け入れられる環境の整備、育英奨学資金貸付事業の拡充や魅力ある制度の創設の検討等に取り組むとしている。併せて、別の基本目標として「未来に向かって継続し発展するまち」も掲げており、人と自然との共生を基本として、快適な住環境と自然環境が両立した土地利用を進めるとしている。今後もこれらの取り組みを推進し、定住人口の確保を図る。

### (2) 地域間交流の条件の整備

新規に進出してくる企業と地域との交流促進に向けては、既存立地企業との取引促進、地域住民との交流促進などを図り、率先して地域間交流に努める。

### (3) 生活基盤インフラの整備

あらゆる人が快適に利用できる道路環境を作り、まちの活性化を図るため、町民生活に密着した生活道路や、商工業者が利用しやすい産業導入地区を含む産業団地への連絡道路等の整備を進めるとともに、町内の国道及び県道を管理する各機関に対し、町内の渋滞箇所や通行上支障となり得る箇所等について改善されるよう、交差点の改良や道路の拡幅等を積極的に要請する。また、橋梁についても、令和7年には全体80%以上が架橋後50年以上経過する見込みであり、今後の大規模な改修や補修に向けて、長寿命化計画に基づき、歳出の平準化、財源の確保等に努める。

## 第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化に関する事項

### 1 労働力の需給の調整

- ・三川町農業委員会、庄内たがわ農業協同組合との協力体制を確立し、農地の利用集積・集約化、農業の近代化に伴う省力化により、就業が期待できる65才未満の離農希望者等を把握し、関係機関の協力を得て、職業相談・職業能力開発講座等の各種支援制度の充実と活用を努めるものとする。特に高年齢者の就業については鶴岡公共職業安定所、一般社団法人三川町シルバー人材センターと連絡を密にし、雇用情報等の提供を行う。
- ・優良企業の誘致を契機とし、希望者の把握に始まるUターンの促進、Iターン者の定住促進、新卒者の町内就業・地元定着の促進を図る。このために、鶴岡公共職業安定所と連絡を密にし、教育機関に対するPRのほか、導入企業の意向に沿って協力する。
- ・男女雇用機会均等法の趣旨を踏まえ、女性の就業援助のために企業に対し、PR及び指導を行う。

### 2 農業従事者の産業への就業円滑化対策

- ・農業従事者がその希望及び能力に応じて就業できるよう、町と鶴岡公共職業安定所、三川町農業委員会、庄内たがわ農業協同組合等と密接に連携し、職業相談を行う。
- ・公益財団法人山形県企業振興公社に設置された山形県プロフェッショナル人材戦略拠点との連携、経済産業省 東北経済産業局が推し進める「地域中小企業人材確保支援等事業」による取り組み等を活用することで、農業従事者の産業への就業の円滑化を図る。

## 第8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

### 1 担い手の育成・確保

本町における農業生産の基盤の整備に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農業委員会による制度研修や実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組みとしては、公益財団法人やまがた農業支援センターや県農業技術普及課、農業協同組合等と連携しながら、就農相談会を開催するなど、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報の提供を行うものとする。また、町内の法人や先進的農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの積極的な受入れに努めるものとする。加えて、生徒・学生が農業に興味を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取り組みの実施を促進するものとする。具体的には、生産者との交流の場を設けるとともに、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにするものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取り組みとしては、山形県農林大学校や山形県農業技術普及課、農業委員、指導農業士、農業協同組合、生産組合等と連携・協力して、新たに農業経営を営もうとする青年等に対し適切な指導を行うものとする。

また、新規就農者が地域内で孤立することのないように、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として新規就農者を育成する体制を強化するものとする。さらに、青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導くものとする。

加えて、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へ誘導するものとする。



## 2 農業生産基盤及び農業施設の整備

産業の導入と相まって農業構造の改善に関する目標を達成するため、本町において次の事業を実施中、または完了している。

事業の種類	事業の概要	事業主体	受益面積 (ha)	事業費 (百万円)	事業年度 (予定)	備考
赤川二期農業水利事業	頭首工補修 1カ所 用水路補修 L=48,400m 調整池設置 1カ所 揚水機場撤去 1カ所	国	10,054	17,420	平成22～ 令和3年度	
西郷北部地区経営体育成 基盤整備事業	区画整理 A=301.6ha 用水路 L=40.6km 排水路 L=35.1km 暗渠排水 A=21.9ha	山形県	301.6	6,390	平成21～ 令和元年度	
沖堰地区農村地域防災減災 事業	排水機場 1カ所 導水路 L=104m	山形県	128	183	平成26～ 令和元年度	
京田川地区農村地域防災減 災事業	排水機場 5カ所 導水路 L=3,110m	山形県	1,757.1	2,660	平成26～ 令和5年度	

※過去5年間に実施された事業を含む。

## 第9 その他必要な事項

### 1 企業の撤退時のルール等について

#### (1) 企業がやむを得ず撤退することとなった場合の跡地の迅速な有効活用について

将来においてやむを得ず撤退があった場合には、産業導入地区の土地利用計画に反することのないよう、町と立地企業が連携し、本計画に即した新たな企業の誘致を図る。分譲契約には、速やかな指定期間事業計画の達成について指定期間の条項を設け、万一契約の達成が困難な場合には、速やかに町と協議を行うものとする。さらに、違約があった場合に備え、違約金の条項を設ける。

#### (2) 企業がやむを得ず撤退することとなった場合の実施計画の変更等について

立地予定企業とは現段階において立地に際しての合意は得ているが、将来企業がやむを得ず撤退することとなった場合には、町と立地企業が連携し跡地の有効活用の方策について検討した上で、必要に応じて実施計画の変更等を行う。

### 2 実施計画のフォローアップについて

#### (1) 実施する項目について

フォローアップに際しては、土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模等の概況、農業従事者の就業の状況、農業構造の改善の状況、遊休地の解消状況等を踏まえた実施計画の記載事項に係る達成の見通し、そのような見通しとなっている理由及び対応策のほか、企業撤退時のルールづくり、体制等についても確認を行う。

遊休地が発生する等の産業導入の促進が適切に進展していない場合、農業従事者の就業の目標若しくは農業構造の改善に関する目標の達成が見込まれないと認められる場合等においては、その理由又は対応策等について検討を行い、検討結果を制度運営の改善等に活用するとともに、必要と認められるときは速やかに実施計画の見直しを行う。

#### (2) 実施する項目の目標達成のための具体的な体制、方策について

実施計画の策定又は変更を行った翌年度から、年度末時点の状況について、計画期間が満了するまで毎年フォローアップを行う。また、産業導入地区内に遊休地がある場合は、当該遊休地が解消するまでフォローアップを行う。なお、具体的なフォローアップする項目については以下に記載する。

#### ①土地利用の調整の状況

立地企業との密な情報交換を行う。

#### ②導入産業の業種及び規模等の概況

立地企業との密な情報交換を行う。

#### ③農業従事者の就業の状況

立地企業への聞き取り調査。

#### ④農業構造の改善の状況

農業関係団体への聞き取り調査を行う。

#### ⑤遊休地の解消状況

三川町土地開発公社との密な情報交換を行う。

### (3)達成できなかった場合の処理方針について

実施計画の策定後、目標年次を大幅に過ぎる等の実態と乖離した実施計画が長期に亘って放置されることのないよう、目標年次の年度末等の時点において、実施計画の妥当性について検討する。また、良好な立地条件、産業基盤、企業誘致活動等の産業の導入の基本となる諸条件が整う見込みが立たない場合は、速やかに当該実施計画の廃止の手続きを行う。

また、実施計画に位置付けられた産業の施設が立地していた産業導入地区内の用地に、その後別の産業の施設が立地する場合、事前に実施計画の変更について検討する。この場合において、実施計画における農業従事者の就業又は農地保有の合理化に係る目標の達成状況を検証し、新たな産業を導入産業と位置付けることにより目標達成が可能と判断される場合には、実施計画を変更して当該産業を位置付ける。一方、そのような方法による目標達成が困難と判断される場合には、産業導入地区の区域を縮小又は廃止するとともに、実施計画における目標の見直しを行う。

## 3 その他

- ・本計画は「山形県農村地域への産業の導入に関する基本計画(平成30年3月策定)」に即して実施する。
- ・本計画の実現に向けて、農業の構造改善、経営改善支援対策を進めるとともに、関係機関と連携を図りながら産業の導入の促進に努める。
- ・産業導入地区の土地所有者で代替地を希望する権利者については、三川町農業委員会の協力のもとで、極力あせんに配慮する。また、土地提供者については、希望や能力等に応じて立地企業への安定就職が図られるよう要請する。

# 別紙ー 1 産業導入地区の所在、地番、面積等

## 【落合団地】

所在			地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	備考
市町村	大字	字		公簿	現況		
三川町	押切新田	刈取	15-3	宅地	宅地	688.00	
三川町	押切新田	刈取	15-4	宅地	宅地	522.00	
三川町	押切新田	刈取	15-5	宅地	宅地	81.77	
三川町	押切新田	刈取	16-1	宅地	宅地	3,978.35	
三川町	押切新田	刈取	17-1	宅地	宅地	2,077.03	
三川町	押切新田	刈取	17-2	宅地	宅地	1,368.57	
三川町	押切新田	刈取	18	雑種地	雑種地	79.00	
三川町	押切新田	刈取	202-1	宅地	宅地	124.61	
三川町	押切新田	刈取	202-2	宅地	宅地	206.99	
三川町	押切新田	刈取	19	宅地	宅地	1,370.00	
三川町	押切新田	刈取	20	宅地	宅地	498.00	
三川町	押切新田	刈取	21	宅地	宅地	1,005.00	
三川町	押切新田	刈取	22	宅地	宅地	950.00	
三川町	押切新田	刈取	23	宅地	宅地	496.00	
三川町	押切新田	刈取	24	宅地	宅地	1,791.00	
三川町	押切新田	刈取	24-1	宅地	宅地	522.00	
三川町	押切新田	刈取	25-1	宅地	宅地	3,537.95	
三川町	押切新田	刈取	25-2	公衆用道路	公衆用道路	449.00	
三川町	押切新田	刈取	25-4	宅地	宅地	73.73	
三川町	押切新田	刈取	242-1	雑種地	雑種地	10.00	
三川町	押切新田	刈取	242-2	宅地	宅地	118.67	
三川町	押切新田	刈取	87-1	宅地	宅地	441.10	
三川町	押切新田	刈取	87-2	宅地	宅地	13.03	
三川町	押切新田	刈取	87-3	公衆用道路	公衆用道路	67.00	
三川町	押切新田	刈取	133-2	宅地	宅地	22.77	
三川町	押切新田	刈取	36-1	宅地	宅地	10,607.85	
三川町	押切新田	刈取	36-2	宅地	宅地	3,895.12	
三川町	押切新田	刈取	204	公衆用道路	公衆用道路	373.75	
(28筆)						35,368.29	

宅地	34,389.54	
雑種地	89.00	
公衆用道路	889.75	
合計	35,368.29	

【天神堂団地】

所在			地番	地目		面積(㎡)	備考
市町村	大字	字		公簿	現況		
三川町	神花	前外川原	475-1	宅地	宅地	5,714.41	
〃	〃	〃	476-1	宅地	宅地	18,003.40	
〃	〃	〃	475-2	宅地	宅地	137.48	
〃	〃	〃	475-3	宅地	雑種地	683.43	
〃	〃	〃	481-1	公衆用道路	公衆用道路	32.00	
〃	〃	〃	482	用悪水路	用悪水路	509.00	
〃	〃	〃	477-3	用悪水路	用悪水路	79.00	
〃	〃	〃	477-4	用悪水路	用悪水路	79.00	
〃	〃	〃	481-4	用悪水路	用悪水路	9.40	
〃	〃	〃	479-2	用悪水路	用悪水路	116.00	
〃	〃	〃	483	用悪水路	用悪水路	226.00	
〃	青山	外川原	200-1	宅地	宅地	9,116.80	
〃	〃	〃	200-6	宅地	雑種地	231.99	
〃	〃	〃	200-4	宅地	宅地	46.00	
〃	〃	〃	255	用悪水路	用悪水路	180.00	
〃	〃	〃	256-1	用悪水路	用悪水路	4.71	
〃	〃	〃	201-2	用悪水路	用悪水路	132.00	
〃	〃	〃	200-2	公衆用道路	公衆用道路	770.00	
〃	〃	〃	200-8	公衆用道路	公衆用道路	20.00	
〃	〃	〃	201-3	公衆用道路	公衆用道路	811.00	
〃	〃	〃	201-5	雑種地	雑種地	26.00	
〃	〃	〃	200-3	宅地	宅地	11,752.97	
〃	〃	〃	200-7	公衆用道路	公衆用道路	1,067.00	
〃	〃	〃	243-3	用悪水路	用悪水路	12.00	
〃	〃	〃	206-2	用悪水路	用悪水路	171.00	
〃	〃	〃	243-1	用悪水路	用悪水路	21.00	
〃	〃	〃	200-5	宅地	宅地	74.47	
〃	〃	〃	258	用悪水路	用悪水路	318.00	
〃	〃	〃	207-1	宅地	宅地	33,153.72	
〃	〃	〃	207-4	宅地	宅地	64.75	
〃	〃	〃	207-2	用悪水路	用悪水路	168.00	
〃	〃	〃	245-1	用悪水路	用悪水路	21.00	
〃	〃	〃	257-1	用悪水路	用悪水路	4.98	
〃	〃	〃	245-3	用悪水路	用悪水路	11.00	
〃	〃	〃	207-3	宅地	宅地	169.78	
〃	〃	〃	221-2	用悪水路	用悪水路	169.00	
〃	〃	〃	264-1	用悪水路	用悪水路	5.77	
〃	〃	〃	263	用悪水路	用悪水路	308.00	
〃	〃	〃	222-2	用悪水路	用悪水路	170.00	
〃	〃	〃	226-2	公衆用道路	公衆用道路	15.00	
〃	〃	〃	222-3	公衆用道路	公衆用道路	42.00	
〃	〃	〃	249-1	公衆用道路	公衆用道路	691.00	
〃	〃	〃	249-2	用悪水路	用悪水路	11.00	
〃	〃	〃	233-2	公衆用道路	公衆用道路	189.00	
〃	〃	〃	234-3	公衆用道路	公衆用道路	442.00	
〃	〃	〃	233-3	田	公衆用道路	26.00	
〃	〃	〃	233-4	公衆用道路	公衆用道路	440.00	
〃	〃	〃	234-6	田	公衆用道路	14.00	
〃	〃	〃	233-5	宅地	宅地	375.30	
〃	〃	〃	233-7	雑種地	雑種地	45.00	
〃	〃	〃	234-1	宅地	宅地	2,038.59	
〃	〃	〃	234-2	用悪水路	用悪水路	123.00	
〃	〃	〃	233-6	公衆用道路	公衆用道路	927.00	
〃	〃	〃	234-5	公衆用道路	公衆用道路	2,175.00	
〃	〃	〃	265	用悪水路	用悪水路	197.00	
〃	〃	〃	266-1	用悪水路	用悪水路	3.48	
〃	〃	〃	266-4	公衆用道路	公衆用道路	69.59	
〃	〃	〃	267-2	用悪水路	用悪水路	56.00	
〃	〃	〃	267-3	宅地	宅地	1.76	
〃	〃	〃	266-2	用悪水路	用悪水路	3.73	
〃	〃	〃	235-2	雑種地	雑種地	1,403.00	
〃	〃	〃	235-3	用悪水路	用悪水路	141.00	

所在			地番	地目		面積(㎡)	備考
市町村	大字	字		公簿	現況		
三川町	青山	外川原	8-1 の内	雑種地	雑種地	2,007.00	
(63 筆)						96,026.51	

宅地	80,649.43	
雑種地	4,396.42	
公衆用道路	7,730.59	
用悪水路	3,250.07	
合計	96,026.51	

【みかわ産業団地】

所在			地番	地目		面積(㎡)	備考
市町村	大字	字		公簿	現況		
三川町	青山	沖	50-1の内	宅地	宅地	18,488.58	
〃	〃	〃	50-5の内	雑種地	雑種地	717.52	
〃	〃	〃	50-4	用悪水路	用悪水路	30.00	
〃	〃	〃	50-3	用悪水路	用悪水路	227.00	
〃	〃	〃	50-2の内	公衆用道路	公衆用道路	293.90	
〃	〃	〃	53-5	田	公衆用道路	24.00	
〃	〃	外川原	247の内	公衆用道路	公衆用道路	960.00	
〃	〃	〃	212-5	用悪水路	用悪水路	78.00	
〃	〃	〃	212-7	公衆用道路	公衆用道路	46.00	
〃	〃	〃	212-6	公衆用道路	公衆用道路	81.00	
〃	〃	〃	212-1	宅地	宅地	30,042.33	
〃	〃	〃	212-2	用悪水路	用悪水路	386.00	
〃	〃	〃	212-3	用悪水路	用悪水路	70.00	
〃	〃	〃	212-4	公衆用道路	公衆用道路	95.00	
〃	〃	〃	192-2	用悪水路	用悪水路	235.00	
〃	〃	〃	192-9	公衆用道路	公衆用道路	822.00	
〃	〃	〃	192-23	宅地	宅地	357.92	
〃	〃	〃	192-21	宅地	宅地	175.70	
〃	〃	〃	192-20	宅地	宅地	12,420.68	
〃	〃	〃	192-1	宅地	宅地	4,392.67	
〃	〃	〃	192-4	雑種地	雑種地	45.00	
〃	〃	〃	192-22	用悪水路	用悪水路	114.00	
〃	〃	〃	192-3	公衆用道路	公衆用道路	508.00	
〃	〃	〃	192-5	用悪水路	用悪水路	50.00	
〃	〃	〃	192-6	公衆用道路	公衆用道路	697.00	
〃	〃	〃	192-8	公衆用道路	公衆用道路	242.00	
〃	〃	〃	192-19	宅地	宅地	5,950.42	
〃	〃	〃	192-7	用悪水路	用悪水路	191.00	
〃	〃	〃	192-10	宅地	宅地	8,239.38	
〃	〃	〃	192-11	公衆用道路	公衆用道路	409.00	
〃	〃	〃	192-12	公衆用道路	公衆用道路	714.00	
〃	〃	〃	227-5	宅地	宅地	5,828.82	
〃	〃	〃	192-13	用悪水路	用悪水路	118.00	
〃	〃	〃	192-14	雑種地	雑種地	46.00	
〃	〃	〃	192-15	公衆用道路	公衆用道路	330.00	
〃	〃	〃	192-16	雑種地	雑種地	1,321.00	
〃	〃	〃	192-17	用悪水路	用悪水路	146.00	
〃	〃	〃	192-18	雑種地	雑種地	3.11	
(38筆)						94,896.03	

宅地	85,896.50	
雑種地	2,132.63	
公衆用道路	5,221.90	
用悪水路	1,645.00	
合計	94,896.03	

【みかわ産業団地拡大地区】

所在			地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	備考
市町村	大字	字		公簿	現況		
三川町	青山	外川原	192-9	公衆用道路	公衆用道路	822.00	
〃	〃	〃	193-2	田	田	4,569.00	
〃	〃	〃	194-1	田	田	3,263.00	
〃	〃	〃	194-2	田	田	2,500.00	
〃	〃	〃	194-3	田	田	2,683.00	
〃	〃	〃	195	田	田	2,519.00	
〃	〃	〃	196-1	田	田	11,434.00	
〃	〃	〃	196-2	公衆用道路	公衆用道路	535.00	
〃	〃	〃	210-1	田	田	4,128.00	
〃	〃	〃	211-1	田	田	12,214.00	
〃	〃	〃	244-1	公衆用道路	公衆用道路	933.00	
〃	〃	〃	246-1	公衆用道路	公衆用道路	1,093.00	
〃	〃	〃	247 の内	公衆用道路	公衆用道路	1,260.00	
〃	〃	〃	260-1	用悪水路	用悪水路	545.00	
〃	〃	荒田	58-1	田	田	12,512.00	
〃	〃	〃	62-1	田	田	12,169.00	
〃	〃	〃	69 の内	公衆用道路	公衆用道路	890.00	
(17 筆)						74,069.00	

田	67,991.00	
公衆用道路	5,533.00	
用悪水路	545.00	
合計	74,069.00	



## 別紙ー 2 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称・事業量	事業主体	事業着工～ 完了年度	対図 番号
赤川地区国営かんがい 排水事業	12,770.4	9,216,928	頭首工 1カ所 揚水機場 1カ所 用水路 L=52,794m	国	昭和39～ 昭和49年度	A
赤川二期農業水利事業	10,054	17,420,000	頭首工補修 1カ所 用水路補修 L=48,400m 調整池設置 1カ所 揚水機場撤去 1カ所	国	平成22～ 令和3年度	B
県営赤川大規模ほ場整 備事業赤川地区	1,400.0	6,285,000	整地工事 A=1,400.0ha パイプかんがい	山形県	昭和43～ 平成3年度	1
県営東郷堰地区ほ場整 備事業	647.2	2,634,000	整地工事 A=647.2ha パイプかんがい	山形県	昭和46～ 昭和56年度	2
県営東郷堰地区土地改 良総合整備事業	578.0	369,000	排水路工 L=32,000m 農道舗装 L=13,500m	山形県	昭和63～ 平成6年度	3
県営二丁地区かんがい 排水事業	166.9	73,000	排水路工 L=2,167.4m	山形県	昭和63～ 平成3年度	4
尾花地区農免農道整備 事業	739.0	173,396	農道改良(橋梁1橋、 路盤工) L=3,380m	山形県	昭和45～ 昭和49年度	5
尾花地区基幹農道舗装 事業	739.0	44,300	農道舗装 L=3,381m	山形県	昭和50～ 昭和52年度	6
横川2期(広域関連) 一般農道整備事業	894.0	114,400	農道改良 L=1,495m	山形県	昭和50～ 昭和55年度	7
横川3期(広域関連) 一般農道整備事業	894.0	228,733	農道改良 L=2,100m	山形県	昭和51～ 昭和55年度	8
助川地区一般農道整備 事業	239.0	88,000	農道舗装 L=2,453m	山形県	昭和51～ 昭和63年度	9
土橋地区一般農道整備 事業	64.0	27,000	農道舗装 L=1,200m	三川町	平成元～ 平成4年度	10
東沼地区一般農道整備 事業	6.5	13,000	農道舗装 L=423m	三川町	平成4年度	11
押切地区一般農道整備 事業	159.0	72,000	農道舗装 L=2,620m	山形県	昭和63～ 平成4年度	12
横川地区一般農道整備 事業	7.0	10,000	農道舗装 L=415m	三川町	平成5年度	13

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称 ・事業量	事業主体	事業着工～ 完了年度	対図 番号
落合団地一般農道整備 事業	37.0	33,900	農道舗装 L=1,013m	三川町	平成5～ 平成6年度	14
農村総合整備モデル事 業	3,321.0	576,494	農業用排水 5路線 L=7,609.6m	三川町	昭和51～ 平成4年度	15
農村総合整備モデル事 業	3,321.0	213,226	農道整備 15路線 L=6,275.6m	三川町	昭和51～ 平成4年度	16
農村総合整備モデル事 業	3,321.0	563,150	農業集落道 43路線 L=9,365.2m	三川町	昭和51～ 平成4年度	17
農村総合整備モデル事 業	3,321.0	330,664	農業集落排水 36路線 L=16,050.5m	三川町	昭和51～ 平成4年度	18
善阿弥堰地区県営21 世紀型水田農業モデル ほ場整備事業	117.0	1,031,000	用水路 L=15,780m 排水路 L=11,894m 揚水機場 1カ所 区画整理 A=117ha 暗渠排水 A=108ha	山形県	昭和63～ 平成7年度	19
沖堰地区県営湛水防除 事業	115.0	899,000	排水機場 1カ所	山形県	平成4～ 平成8年度	20
三本木地区県営一般農 道整備事業	340.0	135,500	農道舗装 L=1,820m	山形県	平成5～ 平成10年度	21
門前地区県営担い手育 成基盤整備事業	33.0	668,000	区画整理 A=33ha 暗渠排水 A=33ha	山形県	平成7～ 平成11年度	22
尾花地区県営湛水防除 事業	137.0	1,300,000	排水機場 1カ所	山形県	平成11～ 平成14年度	23
菱沼地区県営農免農道 整備事業	403.0	198,000	農道舗装 L=2,220m	山形県	平成11～ 平成16年度	24
横山大正地区農道整備 事業	9.2	10,000	農道舗装 L=537m	三川町	平成9年度	25
堤野地区農道整備事業	10.9	11,500	農道舗装 L=488m	三川町	平成9年度	26
土口地区農道整備事業	53.4	76,500	農道舗装 L=1,857m	三川町	平成10～ 平成15年度	27
土橋地区ふるさと農道 緊急整備事業	10.6	4,128	農道舗装 L=256m	三川町	平成10年度	28
猪子地区ふるさと農道 緊急整備事業	8.9	2,486	農道舗装 L=151m	三川町	平成11年度	29
東沼地区ふるさと農道 緊急整備事業	10.0	5,136	農道舗装 L=257m	三川町	平成12年度	30

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称 ・事業量	事業主体	事業着工～ 完了年度	対図 番号
対馬地区ふるさと農道 緊急整備事業	16.5	3,638	農道舗装 L=207m	三川町	平成13年度	31
横川地区ふるさと農道 緊急整備事業	11.9	1,980	農道舗装 L=120m	三川町	平成13年度	32
すみよし地区・小尺地 区ふるさと農道緊急 整備事業	(すみよし) 10.9	5,164	農道舗装 L=229m	三川町	平成14年度	33
	(小尺) 10.2		農道舗装 L=150m			
東沼1号地区ふるさと 農道緊急整備事業	20.1	6,612	農道舗装 L=400m	三川町	平成16年度	34
横山2号地区ふるさと 農道緊急整備事業	17.5	7,115	農道舗装 L=301m	三川町	平成18年度	35
尾花2号地区ふるさと 農道緊急整備事業	10.7	1,568	農道舗装 L=77m	三川町	平成18年度	36
東沼3号地区ふるさと 農道緊急整備事業	11.0	2,780	農道舗装 L=74m	三川町	平成18年度	37
加沼地区ふるさと農道 緊急整備事業	17.3	3,360	農道舗装 L=240m	三川町	平成19年度	38
横内地区(第1工区) ふるさと農道緊急整備 事業	11.9	3,302	農道舗装 L=183m	三川町	平成20年度	39
横内地区(第2工区) ふるさと農道緊急整備 事業	11.9	4,809	農道舗装 L=267m	三川町	平成21年度	40
尾花地区ふるさと農道 緊急整備事業	14.3	3,992	農道舗装 L=200m	三川町	平成22年度	41
尾花地区ふるさと農道 緊急整備事業	14.3	1,643	農道舗装 L=77m	三川町	平成23年度	42
助川地区ふるさと農道 緊急整備事業	13.0	2,132	農道舗装 L=101m	三川町	平成24年度	43
横山地区ふるさと農道 緊急整備事業	10.5	2,581	農道舗装 L=108m	三川町	平成25年度	44
三川地区農村総合整備 事業	3,321.0	83,606	農業用排水路 2路線 L=786.7m 農道舗装 5路線 L=1,667.52m	三川町	平成12～ 平成18年度	45

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称 ・事業量	事業主体	事業着工～ 完了年度	対図 番号
西郷北部地区経営体育成 基盤整備事業	301.6	6,390,891	区画整理 A=301.6ha 用水路 L=40.6km 排水路 L=35.1km 暗渠排水 A=21.9ha	山形県	平成21～ 令和元年度	46
東郷堰地区機関水利施設 ストックマネジメント事業	624.6	462,800	揚水機場 4カ所 用水路 L=3,950m	山形県	平成21～ 平成25年度	47
沖堰地区農村地域防災減災 事業	128.0	183,000	排水機場 1カ所 導水路 L=104m	山形県	平成26～ 令和元年度	48
京田川地区農村地域防災 減災事業	1,757.1	2,660,000	排水機場 5カ所 導水路 L=3,110m	山形県	平成26～ 令和5年度	49

### 別紙－３ 主な既存企業の概要

№	事業所名	所在地	従業員数	主要製品
1	(株)イタガキ	大字神花字前外川原476-1	82	鋼構造物工事業、建築工事
2	(株)ウエノ三川工場	大字猪子字下堀田192	15	コイル部品
3	(株)月山塗装	大字押切新田字刈取17-1	14	金属製品焼付塗装
4	宏和工業(株)	大字押切新田字刈取25-1	153	半導体製造装置及びコンピューター関連機器の筐体及び部品製造
5	(株)三洋	大字横山字大正27	66	保冷ボックス、フレキシブルコンテナ
6	(有)庄内食品加工	大字押切新田字杉苗田23-2	17	洗い里いも、ささがきごぼう
7	庄内南部ライスステーション	大字青山字沖50-1	3	米の低温倉庫
8	(有)庄内物流システム	大字土口字村上60	18	道路貨物運送業
9	菅原冷蔵(株)きのこセンター 三川工場	大字押切新田字刈取36	22	なめこ
10	西濃運輸(株)庄内営業所	大字成田新田字前田元385	53	道路貨物運送業
11	(株)セントラルリース 庄内営業所	大字押切新田字刈取36-2	15	低層住宅用仮設足場リース
12	第一貨物(株)庄内支店	大字青山字外川原192-20	130	道路貨物運送業
13	(株)鶴岡電装	大字押切新田字豊秋180	22	産業用ロボットケーブル
14	東邦薬品(株)庄内営業所	大字青山字外川原227-5	23	医薬品卸
15	(株)東洋食品	大字押切新田字前川原291	28	ロースト牛たん、スモークチキン
16	(株)ニシカワ三川工場	大字押切新田字対馬365-1	97	測定顕微鏡
17	西東北日野自動車(株) 庄内支店	大字青山字外川原192-10	25	各種ディーゼルトラック、バス及び各種大型特殊車輛修理
18	フジメタルリサイクル(株) 庄内工場	大字青山字外川原192-19	11	鉄・非鉄スクラップ加工
19	(株)まいすたあ	大字青山字外川原192-1	7	米、餅、パックライス
20	(有)三川運送	大字成田新田字前田元363-1	15	道路貨物運送業
21	山形エム・シー(株)	大字青山字外川原212-1	39	金属製品塗装
22	(株)ヨロズエンジニアリング	大字青山字外川原207-1	230	プレス金型及び溶接・組立設備の設計・製作

別紙－４ 立地条件表

立地条件表					令和3年1月調査					
産業導入地区の名称		落合団地								
造成区分	①造成済	2 造成中	3 計画有	4 非造成	(造成実施主体名)					
売却可能面積	分譲済				三川町土地開発公社					
分譲可能年月	年 月	年 月	年 月	年 月	(主たる土地所有者名)					
売却(予定) 価格	円/m <sup>2</sup>	円/m <sup>2</sup>	円/m <sup>2</sup>	円/m <sup>2</sup>	立地企業					
地盤・地質	(1)地質		第2種	(2)地耐力(N値)		20				
	(3)杭打可能な地盤までの深さ		10~20m							
用水・排水条件	(1)海水利用の可否(内陸・臨海の別にかかわらず利用の可否を判断する) (該当する項目を○で囲む)					<table border="1" style="float: right; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">可</td> <td style="text-align: center;">否</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">②</td> </tr> </table>	可	否	1	②
	可	否								
	1	②								
	(2)工業用水道が使用できる場合									
	工業用水道事業名	利用可能年月	価格							
		年 月	円/m <sup>3</sup>							
	(A) 使用可能量(余裕水量)									
	m <sup>3</sup> /日									
	(3)地下水が利用できる場合									
	水 質 (成分及び ppm)									
(B) 取水可能量(安全揚水量)										
2,000m <sup>3</sup> /日										
(4)表流水、伏流水、湖沼水が利用できる場合										
水 質 (成分及び ppm)	(水源名)									
(C) 既得水利権を控除した取水可能量										
m <sup>3</sup> /日										
(5)淡水取水可能量 (A) + (B) + (C) 合計水量										
(D) 淡水取水可能量										
2,000m <sup>3</sup> /日										
(6)上水道が利用できる場合(計画を含む)										
上水道事業名	利用可能年月日	価格	使用可能量(余裕水利用)							
鶴岡市上水道	年 月 日	221 円/m <sup>3</sup>	1,000m <sup>3</sup> /日							
(7)排水条件										
種別	C 種									
排水先	水域名 京田川									

輸送条件	<p>(1) 主要道路への距離</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">最寄国道 7号まで</td> <td style="width: 40%;">2,000m</td> </tr> <tr> <td>高速道路 日本海沿岸東北自動車道 庄内空港 IC まで</td> <td>6,000m</td> </tr> </table> <p>(2) 最寄鉄道駅への距離</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 35%;">(鉄道名・線名)</td> <td style="width: 35%;">(駅名)</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>新幹線駅</td> <td>上越新幹線</td> <td>新潟駅</td> <td>163,000m</td> </tr> <tr> <td>通勤駅</td> <td>JR 羽越本線</td> <td>鶴岡駅</td> <td>8,000m</td> </tr> </table> <p>専用引込線敷設の可否(専用引込線) (該当する番号を○で囲む)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">可</td> <td style="width: 50%;">否</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>②</td> </tr> </table> <p>(3) 最寄港湾への距離</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">最寄港湾埠頭(公共埠頭)</td> <td style="width: 45%;"></td> <td style="width: 15%;">(水深)</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>(港名)</td> <td>酒田北港</td> <td>15km</td> <td>13m</td> </tr> </table> <p>(4) 最寄空港への距離</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">(港名)</td> <td style="width: 45%;">庄内空港</td> <td style="width: 40%;">6 km</td> </tr> </table>	最寄国道 7号まで	2,000m	高速道路 日本海沿岸東北自動車道 庄内空港 IC まで	6,000m		(鉄道名・線名)	(駅名)		新幹線駅	上越新幹線	新潟駅	163,000m	通勤駅	JR 羽越本線	鶴岡駅	8,000m	可	否	1	②	最寄港湾埠頭(公共埠頭)		(水深)		(港名)	酒田北港	15km	13m	(港名)	庄内空港	6 km
最寄国道 7号まで	2,000m																															
高速道路 日本海沿岸東北自動車道 庄内空港 IC まで	6,000m																															
	(鉄道名・線名)	(駅名)																														
新幹線駅	上越新幹線	新潟駅	163,000m																													
通勤駅	JR 羽越本線	鶴岡駅	8,000m																													
可	否																															
1	②																															
最寄港湾埠頭(公共埠頭)		(水深)																														
(港名)	酒田北港	15km	13m																													
(港名)	庄内空港	6 km																														
電力条件	<p>(1) 産業導入地区に最も近い変電所又は引込可能高圧線の電圧</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 20%;">6,600V</td> </tr> </table> <p>(2) 変電所等への距離</p> <p style="text-align: center;">(変電所名)</p> <p>産業導入地区からの距離がいずれか近い方の番号に○印を付ける。</p> <p>① 変電所名</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">東北電力 浜中変電所</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table> <p>2 引込可能高圧線</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 40%;">7,300m</td> </tr> </table>		6,600V	東北電力 浜中変電所			7,300m																									
	6,600V																															
東北電力 浜中変電所																																
	7,300m																															
都市機能	<p>主要都市への距離</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">(1) 最寄人口 5 万都市</td> <td style="width: 35%;">(都市名)</td> <td style="width: 30%;">鶴岡市</td> <td style="width: 20%;">9km</td> </tr> <tr> <td>(2) 最寄人口 20 万都市</td> <td>(都市名)</td> <td>山形市</td> <td>105 km</td> </tr> </table>	(1) 最寄人口 5 万都市	(都市名)	鶴岡市	9km	(2) 最寄人口 20 万都市	(都市名)	山形市	105 km																							
(1) 最寄人口 5 万都市	(都市名)	鶴岡市	9km																													
(2) 最寄人口 20 万都市	(都市名)	山形市	105 km																													
人口 地域指定	<p>(1) 産業導入地区所在地市町村人口 (市町村人口)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;"></td> <td style="width: 30%;">7,522 人</td> </tr> </table> <p>(2) 産業導入地区所在地域の人口(関係市町村合計人口)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;"></td> <td style="width: 30%;">248,376 人</td> </tr> </table> <p>(通勤圏に入る市町村数 4 : 鶴岡市、酒田市、庄内町、三川町 ※山形県の人口と世帯数(推計)(令和3年2月1日現在)より作成)</p>		7,522 人		248,376 人																											
	7,522 人																															
	248,376 人																															
その他	特記事項なし																															





輸送条件	<p>(1) 主要道路への距離</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">最寄国道 7号まで</td> <td style="width: 40%;">1,000m</td> </tr> <tr> <td>高速道路 日本海沿岸東北自動車道 庄内空港 IC まで</td> <td>5,000m</td> </tr> </table> <p>(2) 最寄鉄道駅への距離</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 35%;">(鉄道名・線名)</td> <td style="width: 15%;">(駅名)</td> <td style="width: 35%;"></td> </tr> <tr> <td>新幹線駅</td> <td>上越新幹線</td> <td>新潟駅</td> <td>160,000m</td> </tr> <tr> <td>通勤駅</td> <td>JR 羽越本線</td> <td>鶴岡駅</td> <td>4,000m</td> </tr> </table> <p>専用引込線敷設の可否(専用引込線) (該当する番号を○で囲む)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">可</td> <td style="width: 50%;">否</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>②</td> </tr> </table> <p>(3) 最寄港湾への距離</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">最寄港湾埠頭(公共埠頭)</td> <td style="width: 45%;"></td> <td style="width: 15%;">(水深)</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>(港名)</td> <td>酒田北港</td> <td>15km</td> <td>13m</td> </tr> </table> <p>(4) 最寄空港への距離</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">(港名)</td> <td style="width: 35%;">庄内空港</td> <td style="width: 50%;">5 km</td> </tr> </table>	最寄国道 7号まで	1,000m	高速道路 日本海沿岸東北自動車道 庄内空港 IC まで	5,000m		(鉄道名・線名)	(駅名)		新幹線駅	上越新幹線	新潟駅	160,000m	通勤駅	JR 羽越本線	鶴岡駅	4,000m	可	否	1	②	最寄港湾埠頭(公共埠頭)		(水深)		(港名)	酒田北港	15km	13m	(港名)	庄内空港	5 km
最寄国道 7号まで	1,000m																															
高速道路 日本海沿岸東北自動車道 庄内空港 IC まで	5,000m																															
	(鉄道名・線名)	(駅名)																														
新幹線駅	上越新幹線	新潟駅	160,000m																													
通勤駅	JR 羽越本線	鶴岡駅	4,000m																													
可	否																															
1	②																															
最寄港湾埠頭(公共埠頭)		(水深)																														
(港名)	酒田北港	15km	13m																													
(港名)	庄内空港	5 km																														
電力条件	<p>(1) 産業導入地区に最も近い変電所又は引込可能高圧線の電圧</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 20%;">6,600V</td> </tr> </table> <p>(2) 変電所等への距離</p> <p style="text-align: center;">(変電所名)</p> <p>産業導入地区からの距離がいずれか近い方の番号に○印を付ける。</p> <p>① 変電所名</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">東北電力 浜中変電所</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table> <p>2 引込可能高圧線</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 40%;">7,100m</td> </tr> </table>		6,600V	東北電力 浜中変電所			7,100m																									
	6,600V																															
東北電力 浜中変電所																																
	7,100m																															
都市機能	<p>主要都市への距離</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">(1) 最寄人口 5 万都市</td> <td style="width: 35%;">(都市名)</td> <td style="width: 15%;">鶴岡市</td> <td style="width: 35%;">5km</td> </tr> <tr> <td>(2) 最寄人口 20 万都市</td> <td>(都市名)</td> <td>山形市</td> <td>105 km</td> </tr> </table>	(1) 最寄人口 5 万都市	(都市名)	鶴岡市	5km	(2) 最寄人口 20 万都市	(都市名)	山形市	105 km																							
(1) 最寄人口 5 万都市	(都市名)	鶴岡市	5km																													
(2) 最寄人口 20 万都市	(都市名)	山形市	105 km																													
人口地域指定	<p>(1) 産業導入地区所在地市町村人口 (市町村人口)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;"></td> <td style="width: 30%;">7,522 人</td> </tr> </table> <p>(2) 産業導入地区所在地域の人口(関係市町村合計人口)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;"></td> <td style="width: 30%;">248,376 人</td> </tr> </table> <p>(通勤圏に入る市町村数 4 : 鶴岡市、酒田市、庄内町、三川町 ※山形県の人口と世帯数(推計)(令和3年2月1日現在)より作成)</p>		7,522 人		248,376 人																											
	7,522 人																															
	248,376 人																															
その他	特記事項なし																															

立地条件表

令和3年1月調査

産業導入地区の名称

みかわ産業団地

造成区分	①造成済	2 造成中	3 計画有	4 非造成
売却可能面積	分譲済			
分譲可能年月	年 月	年 月	年 月	年 月
売却(予定) 価格	円/m <sup>2</sup>	円/m <sup>2</sup>	円/m <sup>2</sup>	円/m <sup>2</sup>

(造成実施主体名)

三川町土地開発公社

(主たる土地所有者名)

立地企業

地盤・地質

(1) 地質  (2) 地耐力(N値)   
 (3) 杭打可能な地盤までの深さ

用水・排水  
条件

(1) 海水利用の可否(内陸・臨海の別にかかわらず  
 利用の可否を判断する)  
 (該当する項目を○で囲む)

可	否
1	②

(2) 工業用水道が利用できる場合  
 工業用水道事業名  利用可能年月  価格   
 (A) 使用可能量(余裕水量)

(3) 地下水が利用できる場合  
 水 質  
 (成分及び ppm)   
 (B) 取水可能量(安全揚水量)

(4) 表流水、伏流水、湖沼水が利用できる場合  
 水 質  
 (成分及び ppm)   
 (C) 既得水利権を控除した取水可能量

(5) 淡水取水可能量  
 ((A) + (B) + (C) 合計水量)   
 (D) 淡水取水可能量

(6) 上水道が利用できる場合(計画を含む)  
 上水道事業名  利用可能年月日  価格  使用可能量(余裕水利用)

(7) 排水条件 種別   
 排水先

輸送条件	<p>(1) 主要道路への距離</p> <p>最寄国道 7号まで <span style="float: right;">1,000m</span></p> <p>高速道路 日本海沿岸東北自動車道 庄内空港 IC まで <span style="float: right;">5,000m</span></p> <p>(2) 最寄鉄道駅への距離</p> <p>(鉄道名・線名) (駅名)</p> <p>新幹線駅 <span style="float: right;">上越新幹線 新潟駅</span> <span style="float: right;">160,000m</span></p> <p>通勤駅 <span style="float: right;">JR 羽越本線 鶴岡駅</span> <span style="float: right;">4,000m</span></p> <p>専用引込線敷設の可否(専用引込線)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>可</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>②</td> </tr> </table> <p>(3) 最寄港湾への距離</p> <p>最寄港湾埠頭(公共埠頭) (水深)</p> <p>(港名) <span style="float: right;">酒田北港</span> <span style="float: right;">15km</span> <span style="float: right;">13m</span></p> <p>(4) 最寄空港への距離</p> <p>(港名) <span style="float: right;">庄内空港</span> <span style="float: right;">5 km</span></p>	可	否	1	②
可	否				
1	②				
電力条件	<p>(1) 産業導入地区に最も近い変電所又は引込可能高圧線の電圧 <span style="float: right;">6,600V</span></p> <p>(2) 変電所等への距離</p> <p>(変電所名)</p> <p>産業導入地区からの距離がいずれか近い方の番号に○印を付ける。</p> <p>① 変電所名 <span style="float: right;">東北電力 浜中変電所</span></p> <p>2 引込可能高圧線 <span style="float: right;">7,100m</span></p>				
都市機能	<p>主要都市への距離</p> <p>(1) 最寄人口 5 万都市 (都市名) <span style="float: right;">鶴岡市</span> <span style="float: right;">5km</span></p> <p>(2) 最寄人口 20 万都市 (都市名) <span style="float: right;">山形市</span> <span style="float: right;">105 km</span></p>				
人口 地域指定	<p>(1) 産業導入地区所在地市町村人口 (市町村人口) <span style="float: right;">7,522 人</span></p> <p>(2) 産業導入地区所在地域の人口(関係市町村合計人口) <span style="float: right;">248,376 人</span></p> <p>(通勤圏に入る市町村数 4 : 鶴岡市、酒田市、庄内町、三川町 ※山形県の人口と世帯数(推計)(令和3年2月1日現在)より作成)</p>				
その他	特記事項なし				

立地条件表

令和3年1月調査

産業導入地区の名称

みかわ産業団地拡大地区

造成区分	1 造成済	2 造成中	3 計画有	④非造成
売却可能面積				
分譲可能年月	年 月	年 月	年 月	年 月
売却(予定) 価格	円/m <sup>2</sup>	円/m <sup>2</sup>	円/m <sup>2</sup>	円/m <sup>2</sup>

(造成実施主体名)

三川町土地開発公社

(主たる土地所有者名)

個人

地盤・地質

(1) 地質  (2) 地耐力(N値)   
 (3) 杭打可能な地盤までの深さ

用水・排水  
条件

(1) 海水利用の可否(内陸・臨海の別にかかわらず  
 利用の可否を判断する)  
 (該当する項目を○で囲む)

可	否
1	②

(2) 工業用水道が利用できる場合  
 工業用水道事業名  利用可能年月  価格   
 (A) 使用可能量(余裕水量)

(3) 地下水が利用できる場合  
 水 質 (成分及び ppm)   
 (B) 取水可能量(安全揚水量)

(4) 表流水、伏流水、湖沼水が利用できる場合  
 水 質 (成分及び ppm) (水源名)   
 (C) 既得水利権を控除した取水可能量

(5) 淡水取水可能量  
 ((A) + (B) + (C) 合計水量) (D) 淡水取水可能量

(6) 上水道が利用できる場合(計画を含む)  
 上水道事業名  利用可能年月日  価格  使用可能量(余裕水利用)

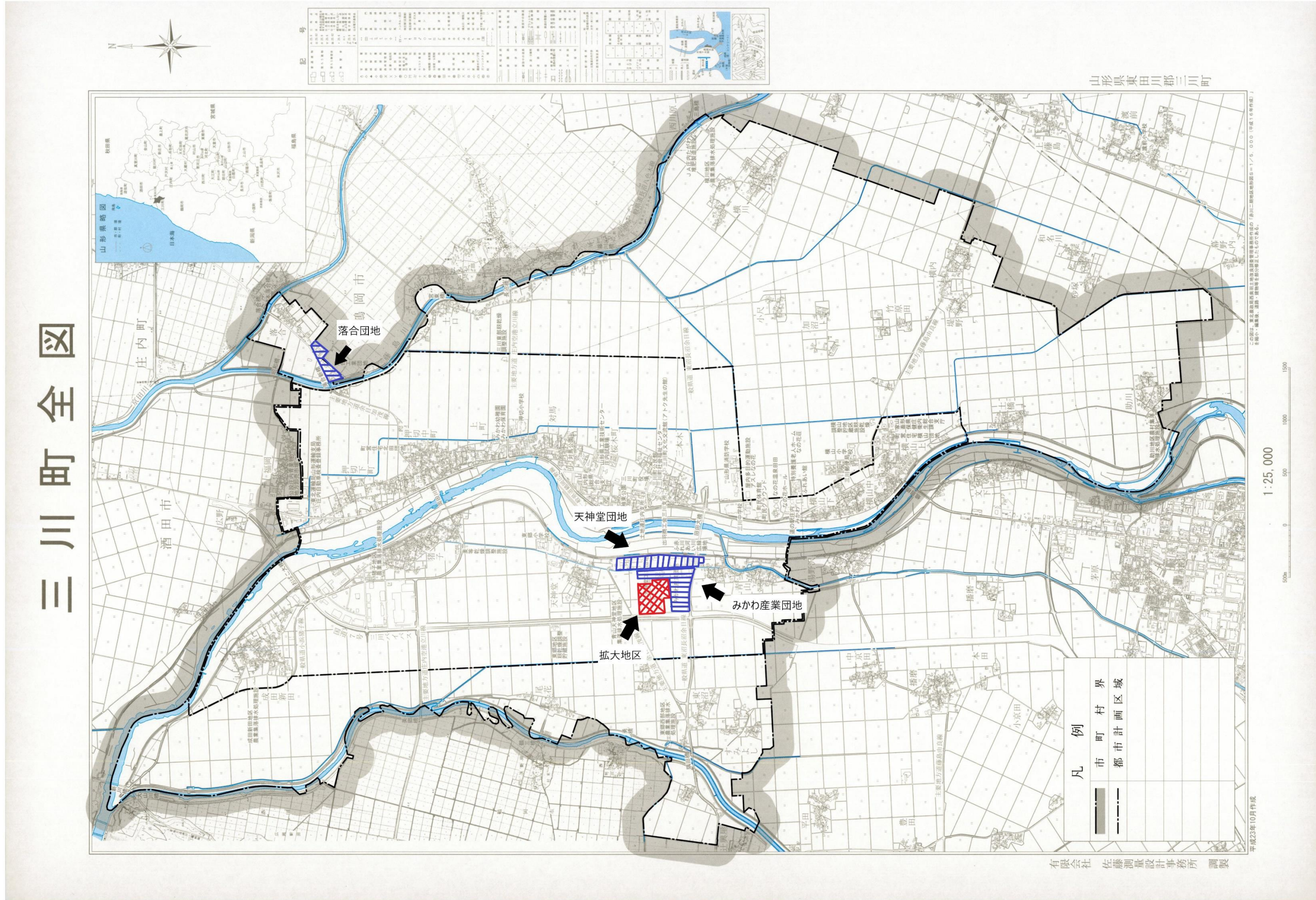
(7) 排水条件 種別   
 排水先

輸送条件	<p>(1) 主要道路への距離</p> <p>最寄国道 7号まで <span style="float: right;">1,000m</span></p> <p>高速道路 日本海沿岸東北自動車道 庄内空港 IC まで <span style="float: right;">5,000m</span></p> <p>(2) 最寄鉄道駅への距離</p> <p>(鉄道名・線名) (駅名)</p> <p>新幹線駅 <span style="float: right;">160,000m</span></p> <p>上越新幹線 新潟駅</p> <p>通勤駅 <span style="float: right;">4,000m</span></p> <p>JR 羽越本線 鶴岡駅</p> <p>専用引込線敷設の可否(専用引込線)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">可</td> <td style="width: 50%;">否</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>②</td> </tr> </table> <p>(3) 最寄港湾への距離</p> <p>最寄港湾埠頭(公共埠頭) (水深)</p> <p>(港名) 酒田北港 <span style="float: right;">15km</span> <span style="float: right;">13m</span></p> <p>(4) 最寄空港への距離</p> <p>(港名) 庄内空港 <span style="float: right;">5 km</span></p>	可	否	1	②
可	否				
1	②				
電力条件	<p>(1) 産業導入地区に最も近い変電所又は引込可能高圧線の電圧</p> <p style="text-align: right;">6,600V</p> <p>(2) 変電所等への距離</p> <p>(変電所名)</p> <p>産業導入地区からの距離がいずれか近い方の番号に○印を付ける。</p> <p>① 変電所名 <span style="float: right;">東北電力 浜中変電所</span></p> <p>2 引込可能高圧線 <span style="float: right;">7,100m</span></p>				
都市機能	<p>主要都市への距離</p> <p>(1) 最寄人口 5 万都市 (都市名) <span style="float: right;">鶴岡市</span> <span style="float: right;">5km</span></p> <p>(2) 最寄人口 20 万都市 (都市名) <span style="float: right;">山形市</span> <span style="float: right;">105 km</span></p>				
人口 地域指定	<p>(1) 産業導入地区所在地市町村人口 (市町村人口) <span style="float: right;">7,522 人</span></p> <p>(2) 産業導入地区所在地域の人口(関係市町村合計人口) <span style="float: right;">248,376 人</span></p> <p>(通勤圏に入る市町村数 4 : 鶴岡市、酒田市、庄内町、三川町 ※山形県の人口と世帯数(推計)(令和3年2月1日現在)より作成)</p>				
その他	特記事項なし				





別図-1 産業導入地区位置図

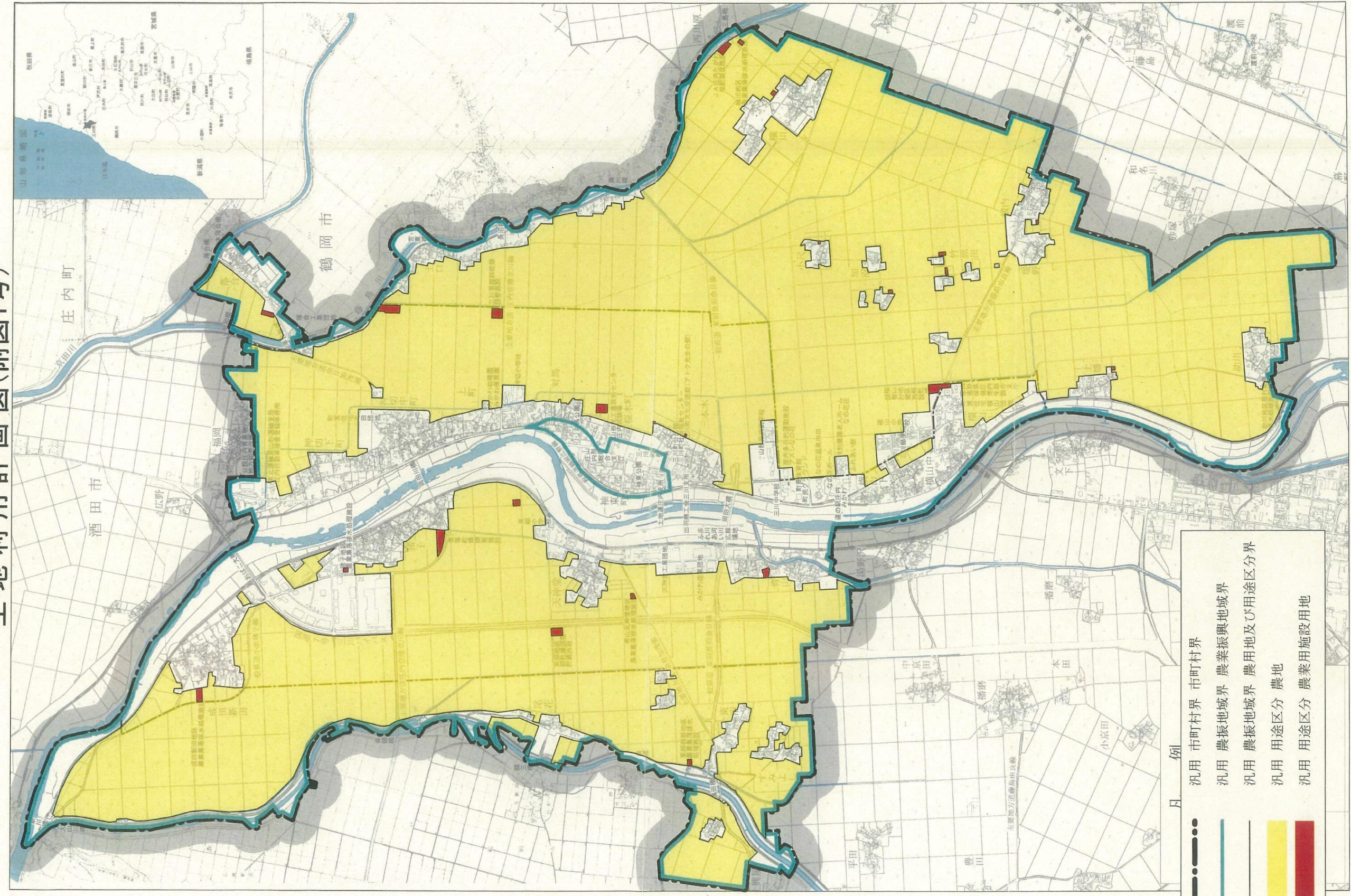








土地利用計画図(附図1号)



凡 例

- 市町村界 市町村界
- 汎用 農振地域界 農業振興地域界
- 汎用 農振地域界 農用地及び用途区分界
- 汎用 用途区分 農地
- 汎用 用途区分 農業用施設用地

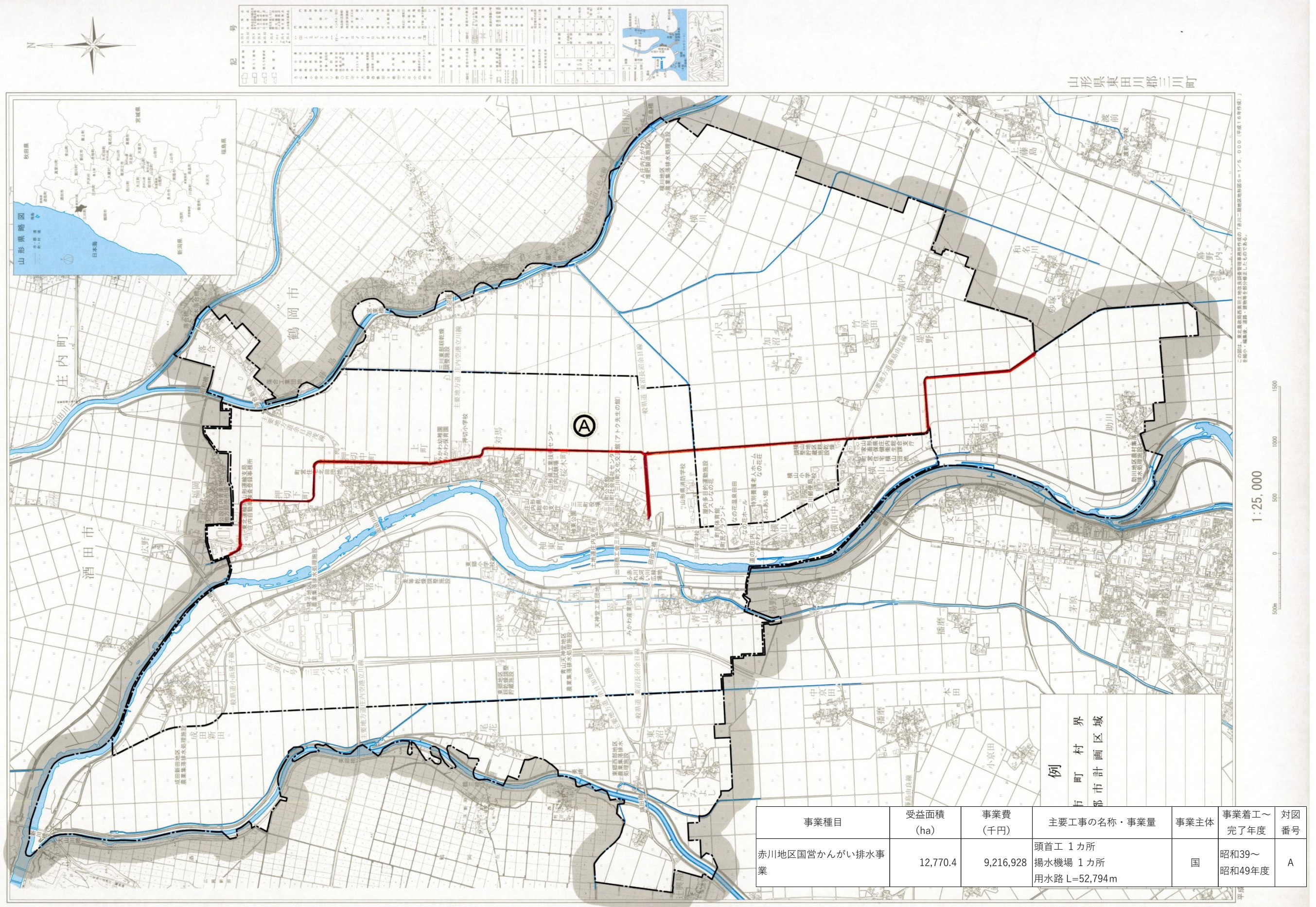






別図-3-① 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況図(農業生産基盤整備状況図)

三川町全図



有限会社 佐藤測量設計事務所 調製

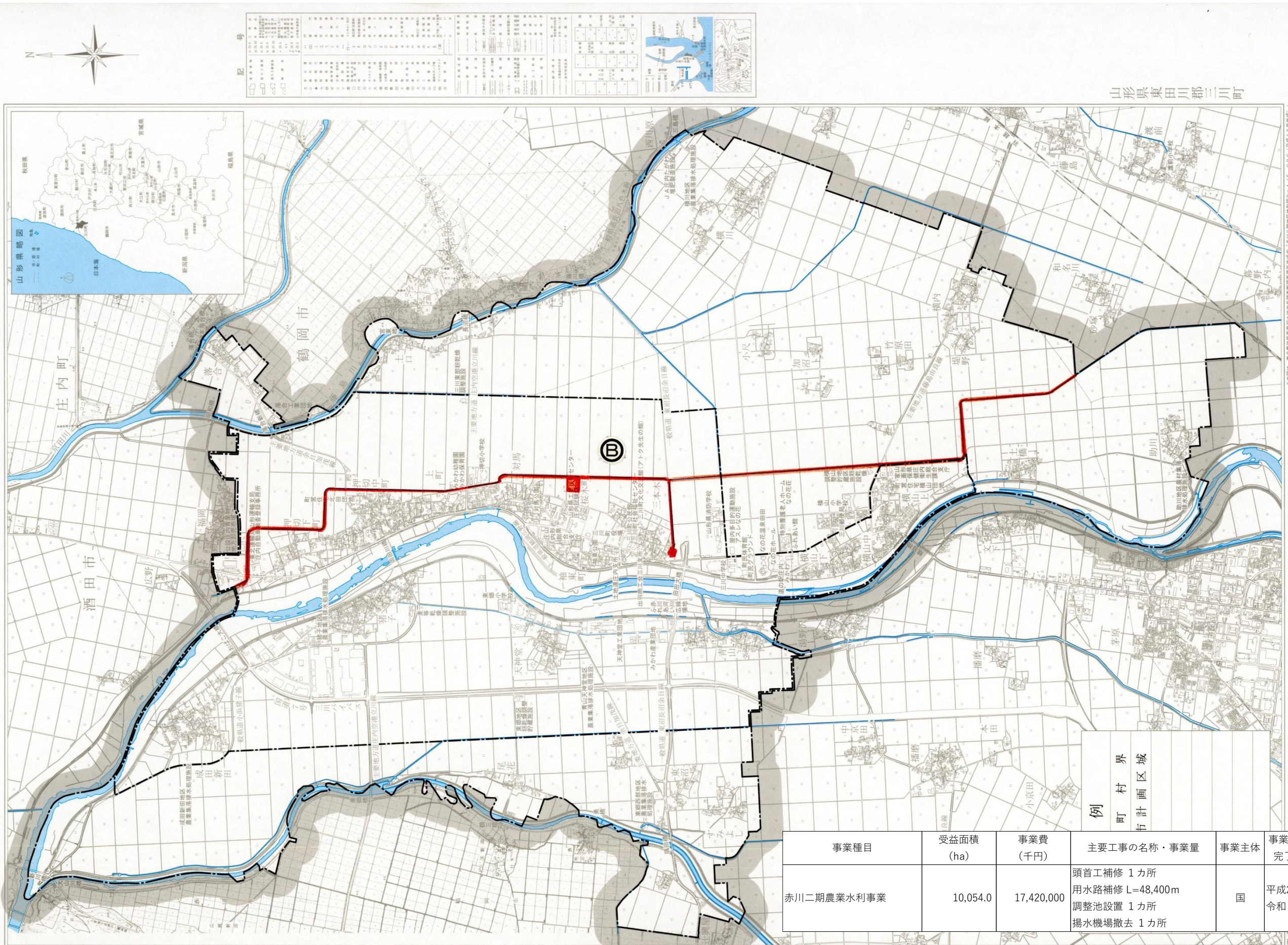






別図-3-② 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況図(農業近代化施設整備状況図)

三川町全図



例  
町界  
村界  
区域  
市計画面

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称・事業量	事業主体	事業着工～完了年度	対図番号
赤川二期農業水利事業	10,054.0	17,420,000	頭首工補修 1カ所 用水路補修 L=48,400m 調整池設置 1カ所 揚水機場撤去 1カ所	国	平成22～令和3年度	B

有限会社 佐藤測量設計事務所 調製

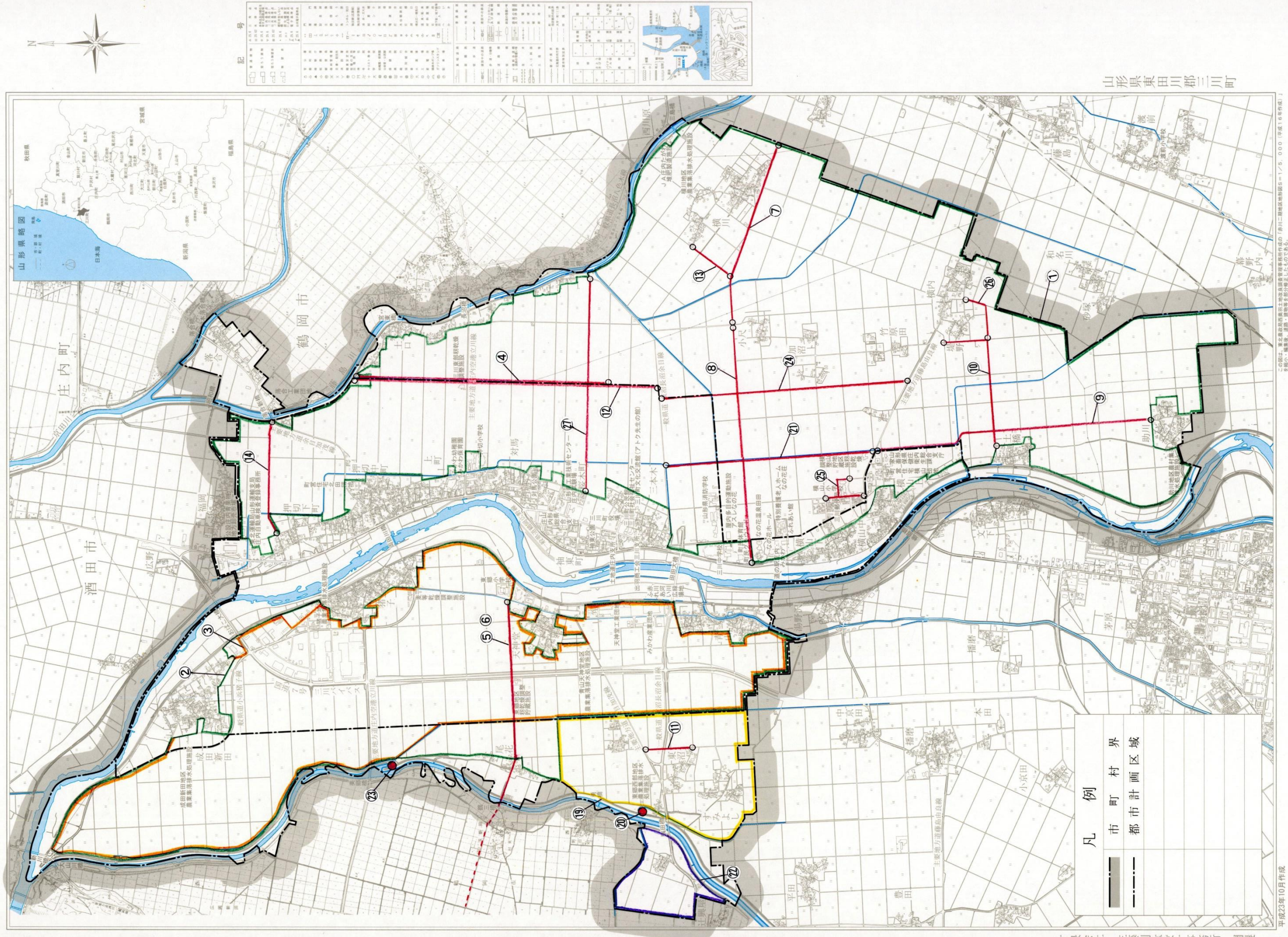






別図-3-③ 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況図(農業近代化施設整備状況図)

三川町全図



有限会社 佐藤測量設計事務所 調製

平成23年10月作成





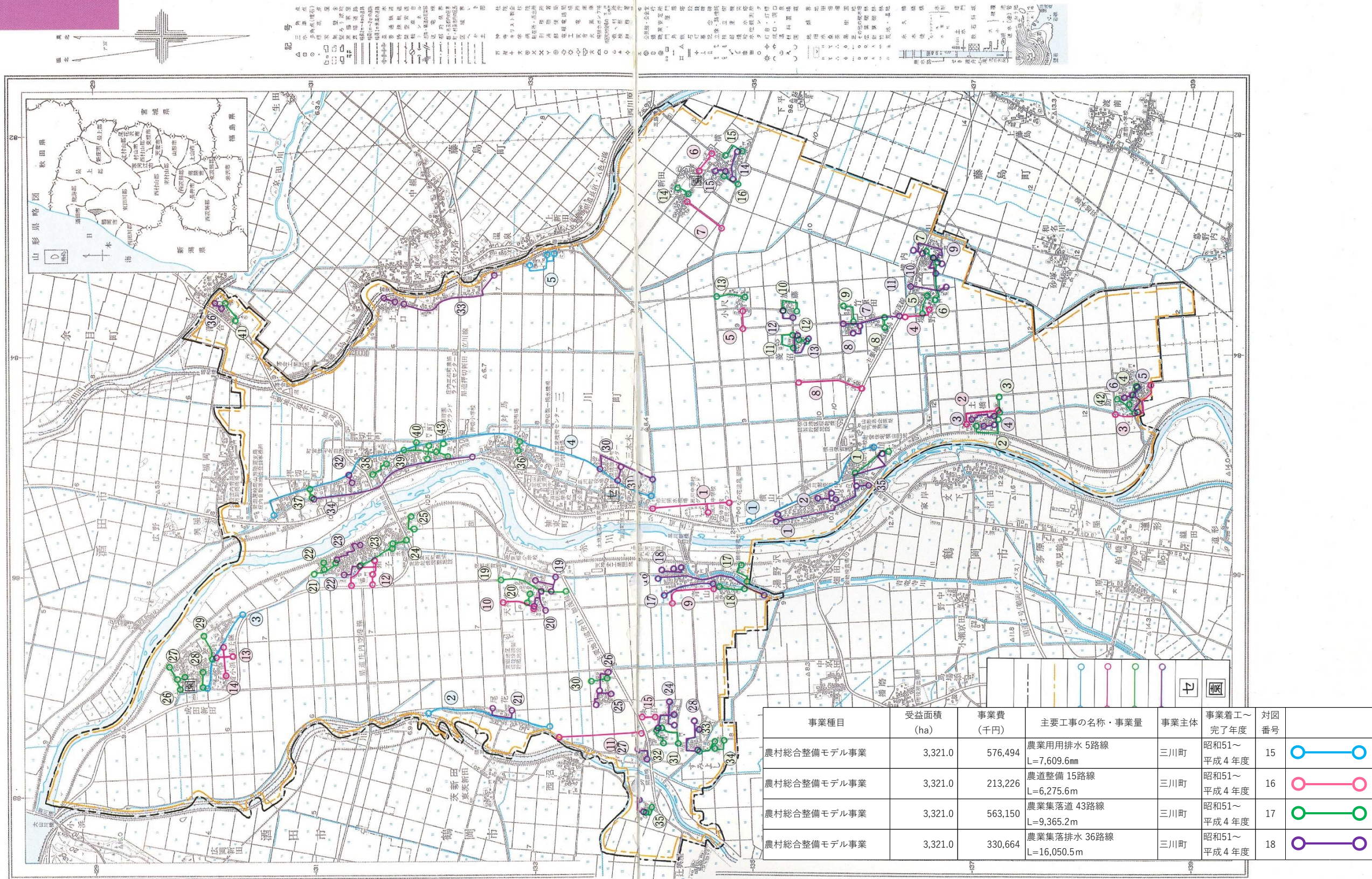


事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称・事業量	事業主体	事業着工～ 完了年度	対 図 番 号
県営赤川大規模ほ場整備事業 赤川地区	1,400.0	6,285,000	整地工事A=1,400.0ha パイプかんがい	山形県	昭和43～ 平成3年度	1
県営東郷堰地区ほ場整備事業	647.2	2,634,000	整地工事A=647.2ha パイプかんがい	山形県	昭和46～ 昭和56年度	2
県営東郷堰地区土地改良総合 整備事業	578.0	369,000	排水路工L=32,000m 農道舗装L=13,500m	山形県	昭和63～ 平成6年度	3
県営二丁地区かんがい排水事 業	166.9	73,000	排水路工L=2,167.4m	山形県	昭和63～ 平成3年度	4
尾花地区農免農道整備事業	739.0	173,396	農道改良（橋梁1橋、路盤 工）L=3,380m	山形県	昭和45～ 昭和49年度	5
尾花地区基幹農道舗装事業	739.0	44,300	農道舗装L=3,381m	山形県	昭和50～ 昭和52年度	6
横川2期（広域関連） 一般農道整備事業	894.0	114,440	農道改良L=1,495m	山形県	昭和50～ 昭和55年度	7
横川3期（広域関連） 一般農道整備事業	894.0	228,733	農道改良L=2,100m	山形県	昭和51～ 昭和55年度	8
助川地区一般農道整備事業	239.0	88,000	農道舗装L=2,453m	山形県	昭和51～ 昭和63年度	9
土橋地区一般農道整備事業	64.0	27,000	農道舗装L=1,200m	三川町	平成元～ 平成4年度	10
東沼地区一般農道整備事業	6.5	13,000	農道舗装L=423m	三川町	平成4年度	11
押切地区一般農道整備事業	159.0	72,000	農道舗装L=2,620m	山形県	昭和63～ 平成4年度	12
横川地区一般農道整備事業	7.0	10,000	農道舗装L=415m	三川町	平成5年度	13
落合地区一般農道整備事業	37.0	33,900	農道舗装L=1,013m	三川町	平成5～ 平成6年度	14
善阿弥堰地区県営21世紀型 水田農業モデルほ場整備事業	117.0	1,031,000	用水路L=15,780m 排水路L=11,894m 揚水機場1カ所 区画整理A=117ha 暗渠排水A=108ha	山形県	昭和63～ 平成7年度	19
沖堰地区県営湛水防除事業	115.0	899,000	排水機場1カ所	山形県	平成4～ 平成8年度	20
三本木地区県営一般農道整備 事業	340.0	135,500	農道舗装L=1,820m	山形県	平成5～ 平成10年度	21
門前地区県営担い手育成基盤 整備事業	33.0	668,000	区画整理A=33ha 暗渠排水A=33ha	山形県	平成7～ 平成11年度	22
尾花地区県営湛水防除事業	137.0	1,300,000	排水機場1カ所	山形県	平成11～ 平成14年度	23
菱沼地区県営農免農道整備事 業	403.0	198,000	農道舗装L=2,220m	山形県	平成11～ 平成16年度	24
横山大正地区農道整備事業	9.2	10,000	農道舗装L=537m	三川町	平成9年度	25
堤野地区農道整備事業	10.9	11,500	農道舗装L=488m	三川町	平成9年度	26
土口地区農道整備事業	53.4	76,500	農道舗装L=1,857m	三川町	平成10～ 平成15年度	27





事業  
概要図



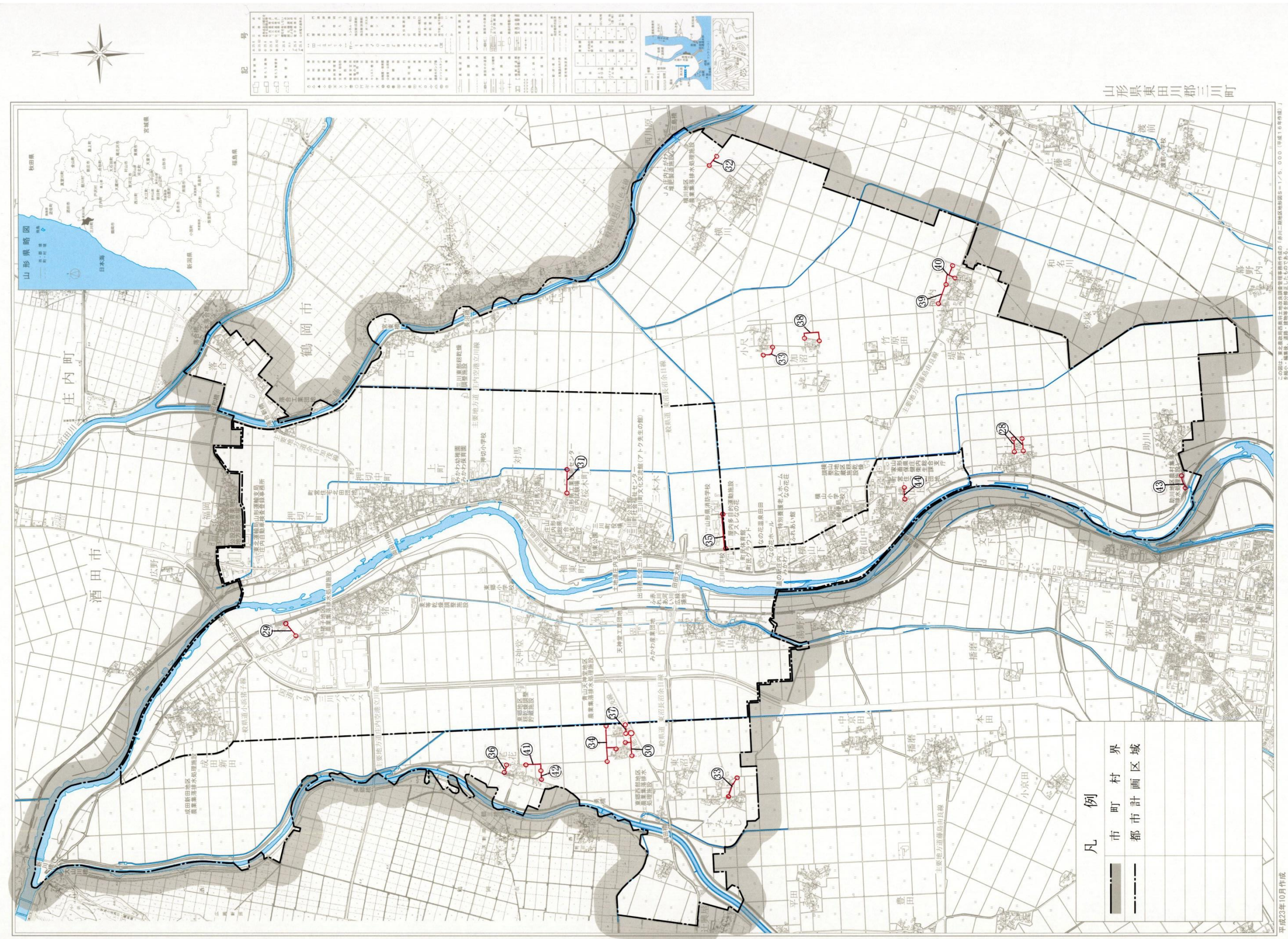






別図-3-⑤ 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況図(農業近代化施設整備状況図)

三川町全図



有限会社 佐藤測量設計事務所 調製





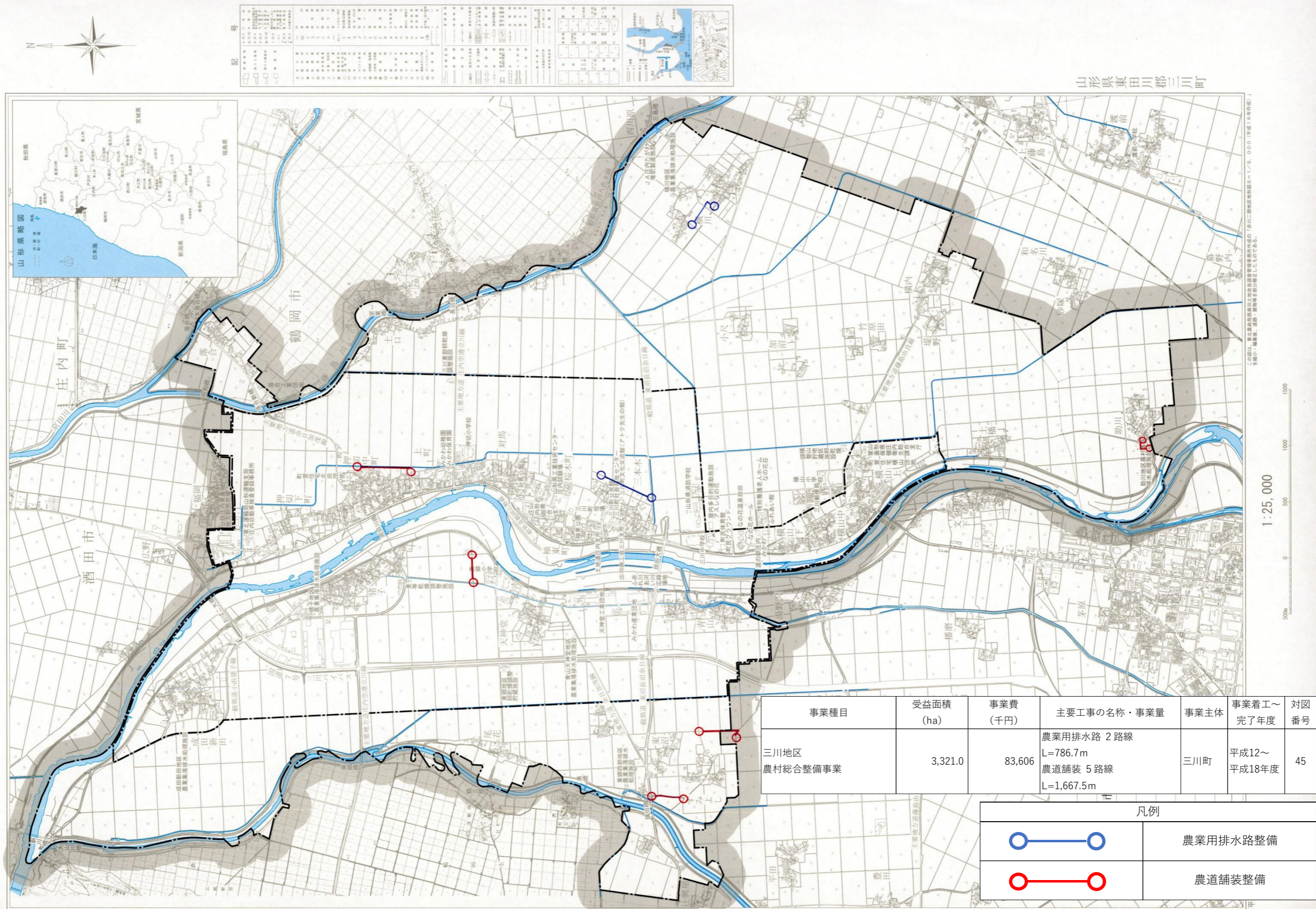
事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称・事業量	事業主体	事業着工～ 完了年度	対図 番号
土橋地区ふるさと農道緊急整備事業	10.6	4,128	農道舗装 L=256m	三川町	平成10年度	28
猪子地区ふるさと農道緊急整備事業	8.9	2,486	農道舗装 L=151m	三川町	平成11年度	29
東沼地区ふるさと農道緊急整備事業	10.0	5,136	農道舗装 L=257m	三川町	平成12年度	30
対馬地区ふるさと農道緊急整備事業	16.5	3,638	農道舗装 L=207m	三川町	平成13年度	31
横川地区ふるさと農道緊急整備事業	11.9	1,980	農道舗装 L=120m	三川町	平成13年度	32
すみよし地区・小尺地区ふるさと農道緊急整備事業	(すみよし) 10.9	5,164	農道舗装 L=229m	三川町	平成14年度	33
	(小尺) 10.2	3,780	農道舗装 L=150m			
東沼1号地区ふるさと農道緊急整備事業	20.1	6,612	農道舗装 L=400m	三川町	平成16年度	34
横山2号地区ふるさと農道緊急整備事業	17.5	7,115	農道舗装 L=301m	三川町	平成18年度	35
尾花2号地区ふるさと農道緊急整備事業	10.7	1,568	農道舗装 L=77m	三川町	平成18年度	36
東沼3号地区ふるさと農道緊急整備事業	11.0	2,780	農道舗装 L=74m	三川町	平成18年度	37
加沼地区ふるさと農道緊急整備事業	17.3	3,360	農道舗装 L=240m	三川町	平成19年度	38
横内地区(第1工区)ふるさと農道緊急整備事業	11.9	3,302	農道舗装 L=183m	三川町	平成20年度	39
横内地区(第2工区)ふるさと農道緊急整備事業	11.9	4,809	農道舗装 L=267m	三川町	平成21年度	40
尾花地区ふるさと農道緊急整備事業	14.3	3,992	農道舗装 L=200m	三川町	平成22年度	41
尾花地区ふるさと農道緊急整備事業	14.3	1,643	農道舗装 L=77m	三川町	平成23年度	42
助川地区ふるさと農道緊急整備事業	13.0	2,132	農道舗装 L=101m	三川町	平成24年度	43
横山地区ふるさと農道緊急整備事業	10.5	2,581	農道舗装 L=108m	三川町	平成25年度	44





別図-3-⑥ 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況図(農業近代化施設整備状況図)

三川町全図



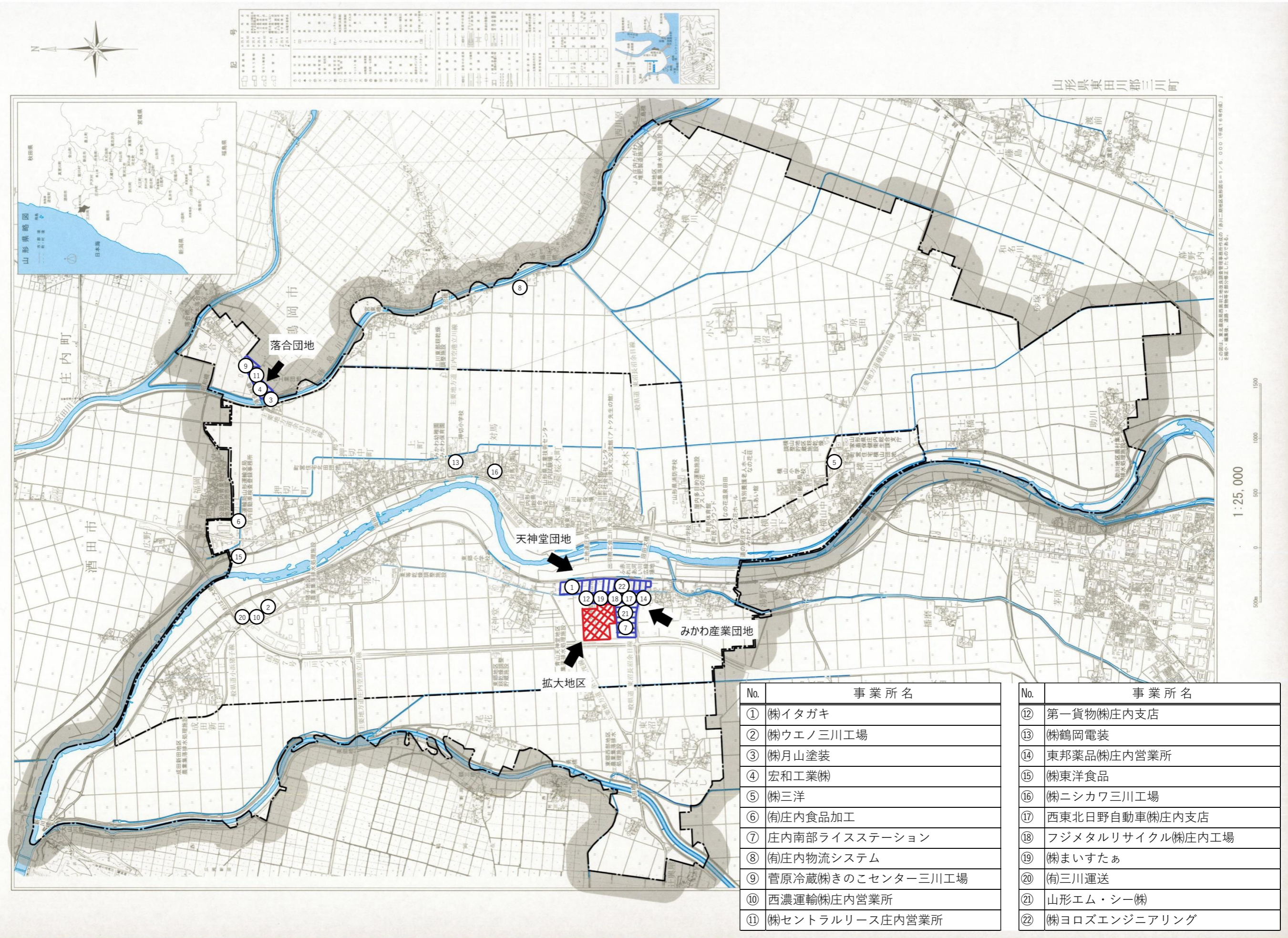






別図-4 主な既存企業の位置図

三川町全図



No.	事業所名
①	(株)イタガキ
②	(株)ウエノ三川工場
③	(株)月山塗装
④	宏和工業(株)
⑤	(株)三洋
⑥	(有)庄内食品加工
⑦	庄内南部ライスステーション
⑧	(有)庄内物流システム
⑨	菅原冷蔵(株)きのことセンター三川工場
⑩	西濃運輸(株)庄内営業所
⑪	(株)セントラルリース庄内営業所

No.	事業所名
⑫	第一貨物(株)庄内支店
⑬	(株)鶴岡電装
⑭	東邦薬品(株)庄内営業所
⑮	(株)東洋食品
⑯	(株)ニシカワ三川工場
⑰	西東北日野自動車(株)庄内支店
⑱	フジメタルリサイクル(株)庄内工場
⑲	(株)まいすたあ
⑳	(有)三川運送
㉑	山形エム・シー(株)
㉒	(株)ヨロズエンジニアリング





別図一5 公図写(三川産業団地拡大地区)

